

北栄町地域防災計画

(資料編)

平成 21 年 2 月修正

平成 22 年 1 月修正

平成 24 年 2 月修正

平成 25 年 3 月修正

平成 26 年 2 月修正

平成 27 年 2 月修正

平成 28 年 2 月修正

平成 31 年 3 月修正

令和 2 年 3 月修正

北栄町防災会議

北栄町地域防災計画(資料編) 目次

資料 1	北栄町防災会議条例	1
資料 2	北栄町災害対策本部条例	4
資料 3	重要水防区域	5
資料 4	急傾斜地崩壊危険箇所	6
資料 5	土石流危険溪流	8
資料 6	崩壊土砂流出危険地区	8
資料 7	山腹崩壊危険区域	9
資料 8	なだれ危険箇所	10
資料 9	高潮、高波、津波危険地域	10
資料 10	土砂災害警戒区域・危険箇所図	11
資料 11	地震危険地域	14
資料 12	火災危険地域	15
資料 13	町内の主要河川	16
資料 14	洪水予報等の基準となる水位観測所及び水位	16
資料 15	雨量観測所及び水位観測局	16
資料 16	水こう門・ため池等の概況	17
資料 17	水防資材の受払簿	19
資料 18	水防用資材の備蓄状況	19
資料 19	水防てん末報告様式	20
資料 20	各種要請の連絡先	20
資料 21	防災関係機関一覧(連絡先)	21
資料 22	業者連絡先	22
資料 23	応急対策業務協力会社の一覧表	23
資料 24	危険物施設の一覧表	24
資料 25	報道関係機関連絡先	26
資料 26	漁港の現況	26
資料 27	海岸保全区域	26
資料 28	町内の除雪路線	27
資料 29	孤立が予想される集落	29
資料 30	文化財の現況	29
資料 31	本部内の被害報告事項および報告様式	30
資料 32	被害の認定基準	32
資料 33	事前措置の予告通知様式	34
資料 34	指定避難所	35
資料 35	指定緊急避難場所(一時避難場所)	36
資料 36	災害時要援護者一時避難施設	38
資料 37	特設公衆電話設置避難所	38
資料 38	避難所開設記録簿	40
資料 39	被災者救出状況記録	41
資料 40	災害用米穀等の申請書の様式	42
資料 41	町災害用備蓄物資(生活必需物資)備蓄数	45
資料 42	給水関連備蓄等保管場所及び保有数	45

資料 43	キャンプ用品等保管場所及び保有数	46
資料 44	炊き出し施設	46
資料 45	炊き出し給与状況記録簿	47
資料 46	物資の給与状況記録簿	47
資料 47	飲料水の供給記録簿	47
資料 48	水道緊急時連絡先一覧	48
資料 49	応急仮設住宅台帳	49
資料 50	応急仮設住宅建設候補地	49
資料 51	住宅応急修理記録簿	49
資料 52	ヘリコプター臨時離着陸	50
資料 53	救護班一覧	50
資料 54	救護所開設予定施設	50
資料 55	町内医院（医療機関）	50
資料 56	医療関係団体	51
資料 57	医療・助産に必要な医薬品等の調達	51
資料 58	救護活動状況記録簿	51
資料 59	遺体安置想定場所	52
資料 60	葬祭業者一覧	52
資料 61	葬祭関係機関一覧	52
資料 62	葬祭及び遺体処理台帳	52
資料 63	ゴミ集積場所予定地	53
資料 64	ゴミ処理関係機関	53
資料 65	一般廃棄物（ごみ）処理業（収集・運搬）許可業者（町内委託業者）	53
資料 66	一般廃棄物（ごみ）処理業（収集・運搬）許可業者（町内委託業者以外）	53
資料 67	解体工事業者一覧	54
資料 68	し尿処理関係機関	54
資料 69	一般廃棄物（し尿）処理業（収集・運搬）許可業者（町委託業者）	54
資料 70	終末処理場等下水道関連施設等保守点検業者	54
資料 71	簡易トイレ等保管場所及び保有数	55
資料 72	防疫薬品の保管場所及び保有数	55
資料 73	防疫資機材の保管場所及び保有数	55
資料 74	防疫薬品・資機材調達先	55
資料 75	応急危険度判定関係機関一覧（連絡先）	56
資料 76	仮設住宅関係機関一覧（連絡先）	56
資料 77	応急仮設住宅入居予定者名簿	56
資料 78	障害物除去の状況記録簿	56
資料 79	緊急通行車両等事前届出車両	57
資料 80	緊急通行車両確認証明書	57
資料 81	緊急通行車両を証明する標章	58
資料 82	緊急通行車輛以外の車両通行禁止の標示	58
資料 83	輸送記録簿	59
資料 84	応急対策要員の従事状況記録簿	59
資料 85	学校建物一覧表	60
資料 86	教育関係機関一覧（連絡先）	60
資料 87	学用品の給与状況	61

資料 88	ボランティア支援本部設置予定場所	62
資料 89	ボランティア支援本部事務局（受付窓口）	62
資料 90	部隊等の災害派遣要請申請書	63
資料 91	部隊等の撤収要請申請書	64
資料 92	派遣部隊に関する報告様式	65
資料 93	災害救助法適用事務実施に伴うもの	66
資料 94	協定締結一覧	68

資料 1 北栄町防災会議条例

平成 17 年 10 月 1 日

条例第 17 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 16 条第 6 項の規定に基づき、北栄町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 北栄町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
- (4) 水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 32 条第 1 項に規定する水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議すること。
- (5) 前 3 号に掲げるもののほか、法律またはこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第 3 条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、町長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者 3 人以内
 - (2) 鳥取県の知事の部内の職員のうちから町長が任命する者 5 人以内
 - (3) 町を所轄する警察署長 1 人
 - (4) 町長がその部内の職員のうちから指定する者 10 人以内
 - (5) 教育長 1 人
 - (6) 鳥取中部ふるさと広域連合の消防局職員のうちから町長が任命する者 1 人
 - (7) 消防団長 1 人
 - (8) 指定公共機関または指定地方公共機関の役員または職員のうちから町長が任命する者 3 人以内
 - (9) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命する者 3 人以内
 - (10) 前各号に掲げる者のほか、町長が防災上必要と認める者
- 6 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 7 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第 4 条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、鳥取県の職員、関係指定公共機関の職員、町の職員、関係地方公共機関の職員及び学識経験のある者の中から町長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会議)

第 5 条 本会の会議は、必要に応じ会長がこれを招集する。

(委任)

第 6 条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成17年10月1日から施行する。

附 則(平成19年12月21日条例第35号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成21年12月27日条例第39号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年12月25日条例第29号)

この条例は、公布の日から施行する。

北栄町防災会議運営要領

(目 的)

第1条 この要領は、北栄町防災会議(平成17年北栄町条例第17号。以下「会議条例」という。)第6条の規定に基づき、北栄町防災会議(以下「会議」という。)の議事、その他会議の運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(委員の代理者)

第2条 委員に事情があり、会議に出席できないときは代理者を出席させることができる。
2 委員は、あらかじめ前項の代理者を定め、会長に届け出なければならない。

(会 議)

第3条 会議は、会長が招集し、その議長となる。
2 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
3 委員は、会議の必要があると認めるときは、会長に会議の招集を求めることができる。

(専決処理)

第4条 防災会議が成立しないとき、防災会議を招集する暇がないと認めるとき、その他やむを得ない事情により防災会議を招集することができないときは、会長は防災会議が処理すべき事項のうち、次に掲げるものについては、専決処分することができる。
(1) 災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
(2) 災害が発生した場合において、当該災害に係る災害応急対策及び災害復旧に関し、関係機関相互間の連絡調整を図ること。
(3) 関係行政機関の長に対し、資料または情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めること。
(4) 会議条例第2条第1号に規定する北栄町地域防災計画の作成事務のうち、町の組織改編に伴う災害対策本部の分掌事務の担当替えを目的とする計画の軽微な変更
2 会長は、前項の規定により、専決処分をしたときは、次の会議に報告しなければならない。

(幹 事)

第5条 防災会議に必要があるときは幹事を置くことができる。
2 幹事は、防災会議委員の属する機関のうちから会長が任命する。
3 幹事は、会長の命を受けて事務に従事する。
4 幹事会は、必要に応じて会長が招集する。

(庶 務)

第6条 会議の庶務は、北栄町役場総務課において処理する。

(雑 則)

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、会長が決める。

附 則

この要領は、平成19年10月16日から施行する。
この要領は、平成28年 2月23日から施行する。

資料 2 北栄町災害対策本部条例

平成 17 年 10 月 1 日
条例第 18 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 23 条の 2 第 8 項の規定に基づき、北栄町災害対策本部(以下「災害対策本部」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第 3 条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第 4 条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(委任)

第 5 条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

資料3 重要水防区域

(平成26年1月1日現在)

番号	河川名	水防区番号	工事事務所及び土木事務所	重要水防区域					観測所名	報告水位(m)	警戒水位(m)	重要度	備考
				大字	左岸延長(m)	右岸延長(m)	予想される危険	工法					
1	天神川		倉吉河川国道事務所	東新田場	500		流下能力不足溢水	積土俵工	小田	3.5	4.5	要	河川閉塞及び土砂堆積
2	〃		〃	〃	840		漏水	〃	〃	〃	〃	B	旧川跡
3	由良川	13	中部総合事務所県土整備局	大島	1600	1600	溢水	積土俵工				B	
4	〃	〃	〃	下種	300	300	〃	〃				B	
5	〃	〃	〃	六尾～瀬戸	2000	2000	決壊	木流工	瀬戸	1.6	2.5	特A	
6	〃	〃	〃	東高尾	400	400	〃	〃	〃	〃	〃	A	
7	〃	〃	〃	〃		500	溢水	積土俵工	〃	〃	〃	A	
8	北条川	〃	〃	西園	1200	1200	決壊	木流工	北尾	1.3	1.7	A	
9	〃	〃	〃	東園～北尾	4000	4000	〃	〃	〃	〃	〃	A	
10	〃	〃	〃	米里～北尾	2150	2150	〃	〃	〃	〃	〃	B	
11	浅津川	〃	〃	大島～穴沢	100	100	洗堀・溢水	積土俵工・木流工				B	
12	亀谷川	〃	〃	大島～亀谷	1400	1400	決壊	木流工				A	
14	円城寺川	〃	〃	大島	2460	2460	洗堀・溢水	積土俵工				A	
15	西高尾川	〃	〃	西高尾	350	200	洗堀	木流工				B	

資料4 急傾斜地崩壊危険箇所

(平成27年1月1日現在)

箇所番号	箇所名	位置		対象地域の現況		ランク	特別警戒区域		備考
		行政区名	字名	世帯数	公共施設		判定	世帯数	
I - 793	国坂1	国坂		11		I	○	4	
I - 794	国坂2	〃		10		I	○	3	
I - 795	中尾	北尾		1		II	○	1	
I - 796	島	北条島		10		I	○	3	
I - 797	一の崎	米里		11		I	○	6	
I - 798	三の崎	〃		5		I	○	2	
I - 799	姥ヶ谷	〃		12		I	○	5	
I - 800	亀崎1	〃		7		I	○	4	
I - 801	大谷	〃		3		II	○	2	
I - 802	舟渡	〃		10	米里第2集会所	I	○	5	
I - 803	鎌谷	曲		19	曲東部共同作業場 曲共同選果場	I	○	11	
I - 804	谷	〃		3		II	○	1	
I - 805	坂場	〃	坂場	8		I	○	3	
I - 806	西曲	〃	西曲	5	曲第2水源地	I	○	0	
I - 1410	曲	〃		7		I	○	5	
I - 人工 38	向山団地	向山団地		3		II	×		
I - 人工 39	亀崎2	米里		4		II	○	1	
II - 2796	国坂3	国坂		3		II	○	0	
II - 2797	国坂4	〃		4		II	×		
II - 2798	国坂5	〃		1		II	○	1	
II - 2799	国坂6	〃		6		I	○	1	
II - 2801	土下	土下		3		II	○	2	
II - 2802	米里	米里		2		II	○	2	
II - 2803	米里2	〃		1		II	○	1	
II - 2804	米里3	〃		2		II	○	1	
II - 2805	米里4	〃		2		II	○	0	
II - 2806	米里5	〃		4		II	○	3	
II - 2807	米里6	〃		1		II	○	1	
II - 2808	島2	北条島		2		II	○	2	
II - 2809	北尾	北尾		2		II	○	2	
II - 2810	曲2	曲		4		II	○	3	
II - 2811	曲3	〃		6		I	○	3	
II - 2812	曲4	〃		3		II	○	1	
II - 2813	曲5	〃		2		II	○	1	

注1) 土砂災害危険箇所等とは土石流危険渓流等、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所等の総称。

注2) 「I」：人家5戸以上等の箇所、「II」：人家1～4戸の箇所、「III」：人家はないが今後新規の住宅立地等が見込まれる箇所

箇所番号	箇所名	位置		対象地域の現況		ランク	特別警戒区域		備考
		行政区名	字名	世帯数	公共施設		判定	世帯数	
I - 807	原1	原		7		I	○	4	
I - 808	原2	〃		10		I	○	2	
I - 809	穂波	穂波		6		I	○	0	
I - 810	由良	由良宿3区		3		II	×		
I - 811	六尾	六尾		1		II	○	1	
I - 812	瀬戸	瀬戸		25		I	○	4	
I - 813	西穂波	西穂波		13		I	○	2	
I - 814	島	大島		8		I	×		
I - 815	向屋敷	亀谷		6		I	○	6	
I - 816	東宮谷	〃		7		I	○	2	
I - 817	亀谷1	〃		19	栄第1団地	I	○	0	
I - 818	亀谷2	〃		8		I	○	5	
I - 819	下種	下種		7		I	○	1	
I - 820	下種5	〃		2		II	○	0	
I - 821	上種	上種		4		II	○	1	
I - 822	西高尾	西高尾		6		I	×		
I - 1158	亀谷3	亀谷		13		I	○	1	
I - 1159	亀谷4	〃		12		I	○	1	
I - 1411	原3	原		6		I	○	4	
I - 1412	穂波2	穂波		6		I	○	0	
I - 1413	下種2	茶ヤ条		4		II	○	1	
I - 1414	下種3	〃		4		II	○	2	
I - 1415	西高尾2	西高尾		3		II	○	1	
I - 1416	東高尾	東高尾		18		I	○	6	
I - 1555	緑ヶ丘	緑ヶ丘団地		5		I	○	3	
II - 2814	西園	西園		3		II	○	2	
II - 2815	穂波3	穂波		2		II	○	1	
II - 2816	瀬戸2	瀬戸		2		II	○	2	
II - 2817	由良宿	二子塚団地		2		II	×		
II - 2818	亀谷5	亀谷		9		I	○	4	
II - 2819	亀谷6	〃		3		II	○	1	
II - 2820	下種4	下種		1		II	○	0	
II - 2821	岩坪	岩坪		1		II	○	1	
II - 2822	岩坪2	〃		1		II	○	0	
II - 2823	上種2	上種		2		II	○	0	
II - 2824	上種3	〃		1		II	○	1	
II - 2825	西高尾3	西高尾		1		II	○	1	
II - 2826	西高尾4	〃		11		I	○	2	
II - 3617	穂波4	穂波		2		II	○	2	

注1) 土砂災害危険箇所等とは土石流危険渓流等、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所等の総称。

注2) 「I」：人家5戸以上等の箇所、「II」：人家1～4戸の箇所、「III」：人家はないが今後新規の住宅立地等が見込まれる箇所

資料5 土石流危険溪流

(平成26年1月1日現在)

溪流番号	河川名	溪流名	行政区名	対象地域の現況		ランク	特別警戒	世帯数	備考
				世帯数(戸)	公共施設等				
I-2-26-22-1	北条川	向山谷川	北条島	19	向山公民館 (社福)トトの会 社会就業センター	I	×		
I-2-26-22-3	〃	米里谷川	米里	5		I	○	0	
I-2-26-22-4	〃	西米里谷川	〃	0		III	○	0	
I-2-26-22-5	〃	西下米里谷川	〃	0		III	○	0	
II-2-26-22-1	〃	南向山谷川	〃	1		II	○	0	
III-2-26-22-1	〃	北米里谷川	〃	0		III	○	0	
I-2-26-22-6	〃	曲谷川	曲	18		I	×		
I-2-26-22-7	〃	樽見谷川	〃	12		I	×		
I-2-26-23-1	西高尾川	下西高尾谷川	西高尾	20	西高尾公民館	I	○	0	
II-2-26-23-1	〃	西高尾谷川	〃	1		II	○	0	
I-2-26-23-2	由良川	右上種谷川	上種	3		I	×		
I-2-26-23-4	〃	原左谷川	原	14		I	○	0	
II-2-26-23-2	〃	上種谷川	上種	4		II	○	0	
II-2-26-23-2	〃	東上種谷川	〃	2		II	○	0	
III-2-26-23-1	〃	東原谷川	原	0		III	○	0	
I-2-26-23-3	〃	茶条谷川	茶ヤ条	19		I	×		

注1) 土砂災害危険箇所等とは土石流危険溪流等、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所等の総称。

注2) 「I」：人家5戸以上等の箇所、「II」：人家1～4戸の箇所、「III」：人家はないが今後新規の住宅立地等が見込まれる箇所

資料6 崩壊土砂流出危険地区

(平成19年10月1日現在)

地区名	河川名		対象地域の現況		危険度	備考
	河川名	溪流名	世帯数(戸)	公共施設等		
米里	北条川					

資料7 山腹崩壊危険区域

(平成19年10月1日現在)

地域名	位置		対象地域の現況		危険地概況		危険度	備考
	行政区名	字名	世帯数 (戸)	公共施設 等	面積 (k m ²)	溪流延長 (m)		
水谷	国坂	水谷	13					
野本	土下	野本		大神神社				
船渡	米里	船渡	15					
亀崎	〃	亀崎	6					
姥ヶ谷	〃	姥ヶ谷	10					
三の崎	〃	三の崎	12					
一の崎峰	〃	一の崎峰	17					
ハウダイジ	北条島	ハウダイジ						
岡	〃	岡	30					
鎌田西平	曲	鎌田西平	13					
岩下	〃	岩下	5					
岡南平	〃	岡南平	14					
向山	向山	向山	16					
クドリ	国坂	クドリ	25					
	北尾		0					
ヤクシ堂	原	ヤクシ堂	30					
ミクボダ	〃	ミクボダ	4					
塚林	穂波	塚林	24					
宮ノ前	瀬戸	宮ノ前	20					
長谷	〃	長谷	7					
ホシメ東峰	六尾	ホシメ東峰	6					
ナカナシ	亀谷	ナカナシ	20					
ノギワ	〃	ノギワ	18					
東谷ソラ	〃	東谷ソラ	7					
宮ノ上	〃	宮ノ上	7					
家の後平	岩坪	家の後平	8					
ヨコヤマ	下種	ヨコヤマ	20					
チャヤノソラ	上種	チャヤノソラ	8					
キタノソラ	〃	キタノソラ	27					
ヒラノマエ	〃	ヒラノマエ	7					
家の奥	東高尾	家の奥	32					
家の後	西高尾	家の後	33					
カブタヤマ	東高尾	カブタヤマ	10					
ナカミネ	亀谷	ナカミネ	20					

資料 8 なだれ危険箇所

(平成 19 年 10 月 1 日現在)

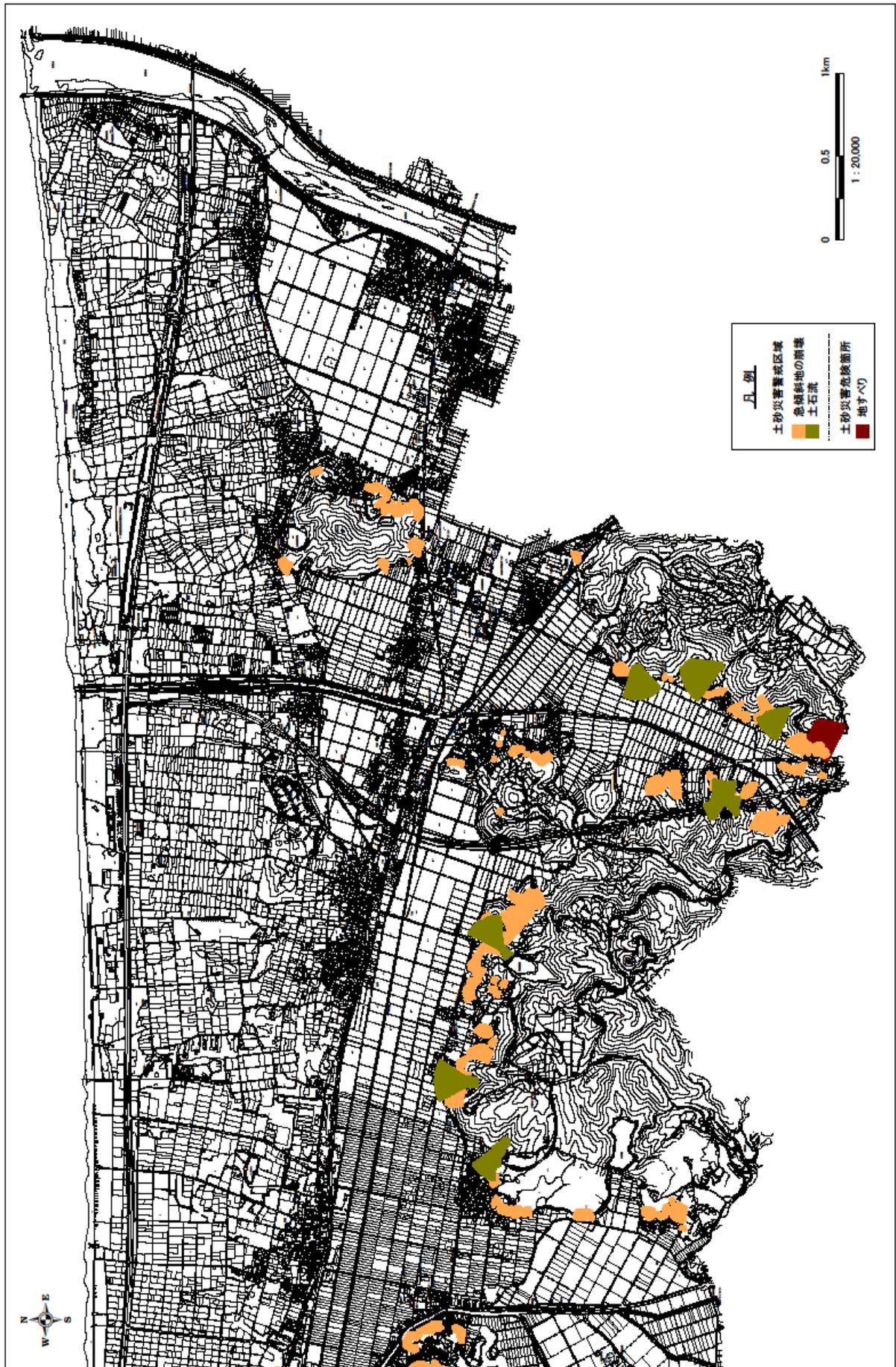
箇所名	位置		対象地域の現況		備考
	自治会名	字名	世帯数 (戸)	公共施設名	
国坂 1	国坂	山ノ鼻	15		
国坂 2	〃	用露鼻	20	山西集会所	
米里 1	米里	船渡	19		
米里 2	〃	亀崎	12		
米里 3	〃	三ノ崎	8		
米里 4	〃	一ノ崎	22		
米里 5	〃	姥ヶ谷	9		
北条島	北条島	屋敷	31		
曲 1	曲	坂根	23	曲東部共同作業場	
曲 2	曲	板場	25		
穂波	穂波		24	穂波構造改善センター	
原	原		43		
瀬戸	瀬戸		24		
亀谷	亀谷		9		
下種	下種		65		
上種 1	上種		16		
上種 2	〃		5	上種公民館	
西高尾	西高尾		34	西高尾公民館	
東高尾 1	東高尾		32	西高尾公民館	
東高尾 2	〃		12	西高尾公民館	

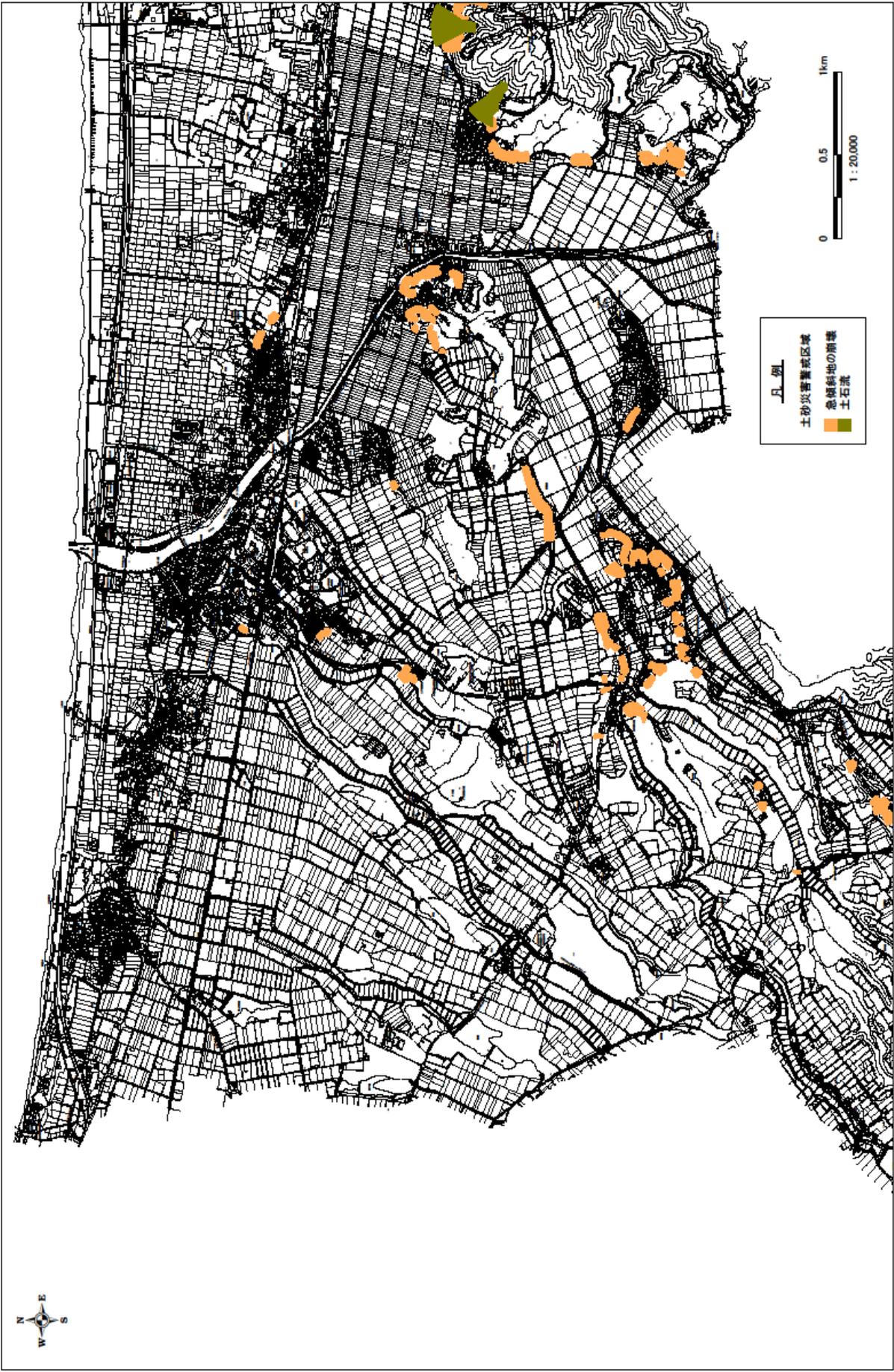
資料 9 高潮、高波、津波危険地域

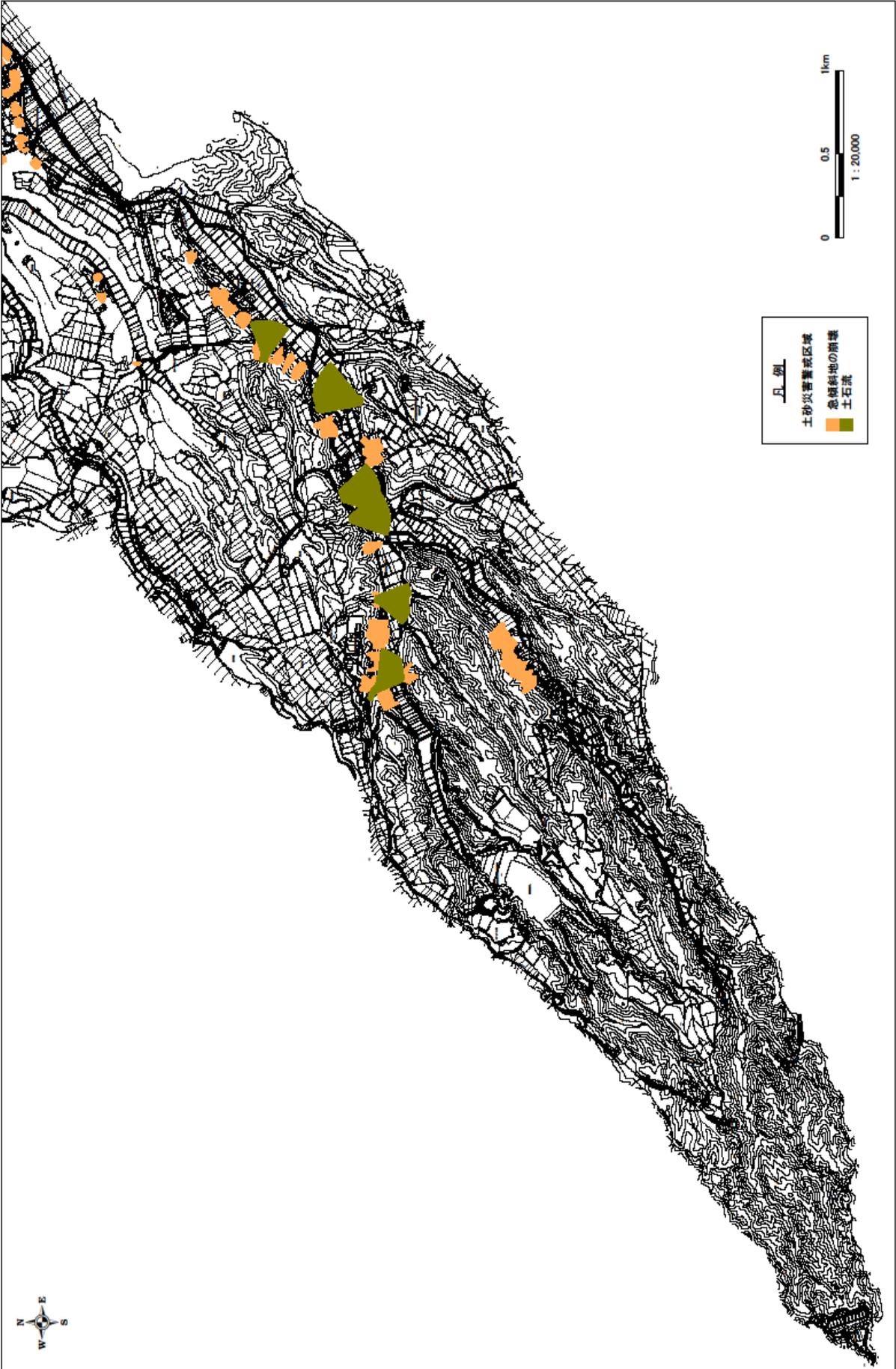
(平成 26 年 1 月 1 日現在)

地域名	対象地域の現況		備 考
	世帯数(戸)	公共施設等	
東新田場	50	集会施設	一時避難場所：新田豊和氏所有ブドウ畑
西新田場	46	集会施設	一時避難場所：西新田場多目的研修集会施設
大谷	265	大谷保育所、 集会施設	一時避難場所：大谷公民館
妻波	166		
由良宿	782		由良宿1～7区、緑ヶ丘団地
西園	200		
瀬戸	126		
六尾	129		
大島	84		

資料10 土砂災害警戒区域・危険箇所図

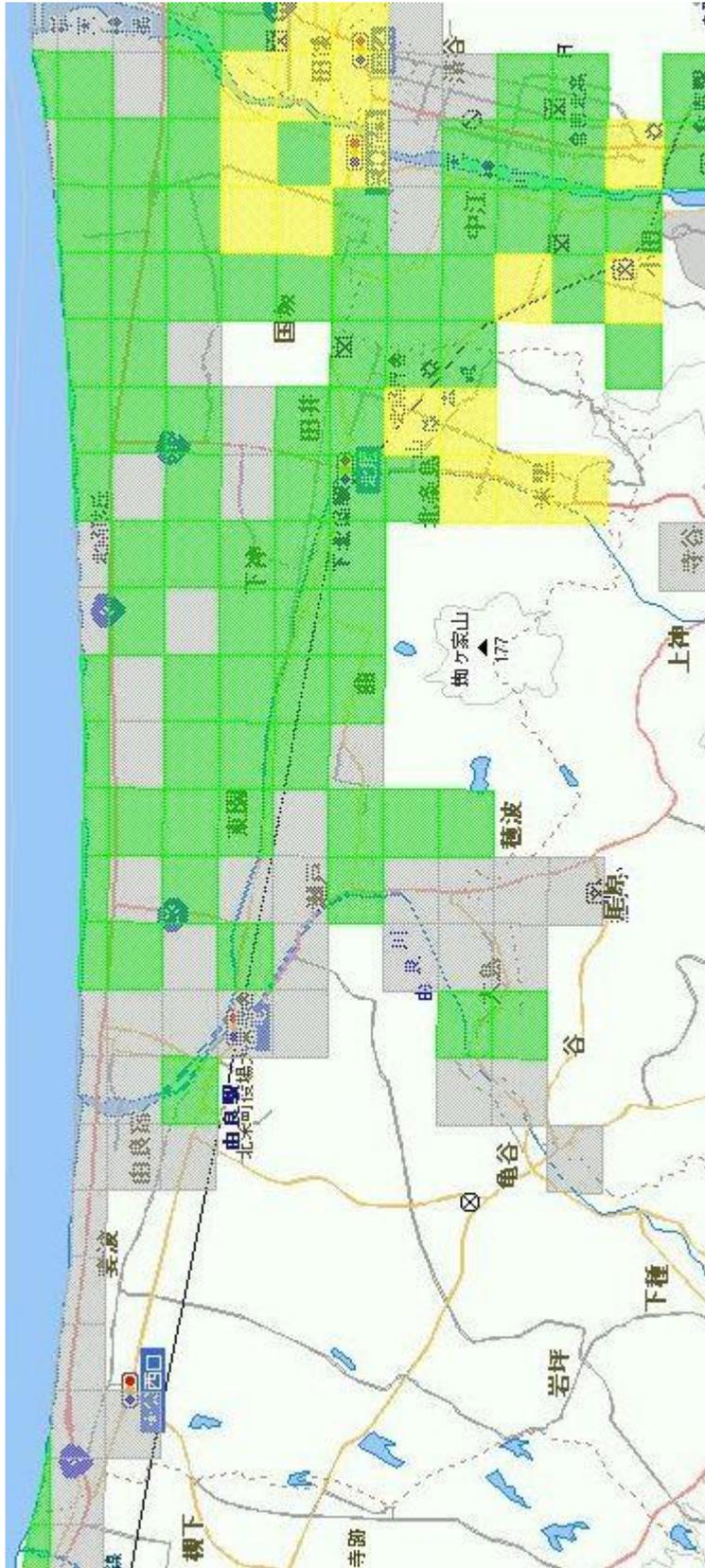






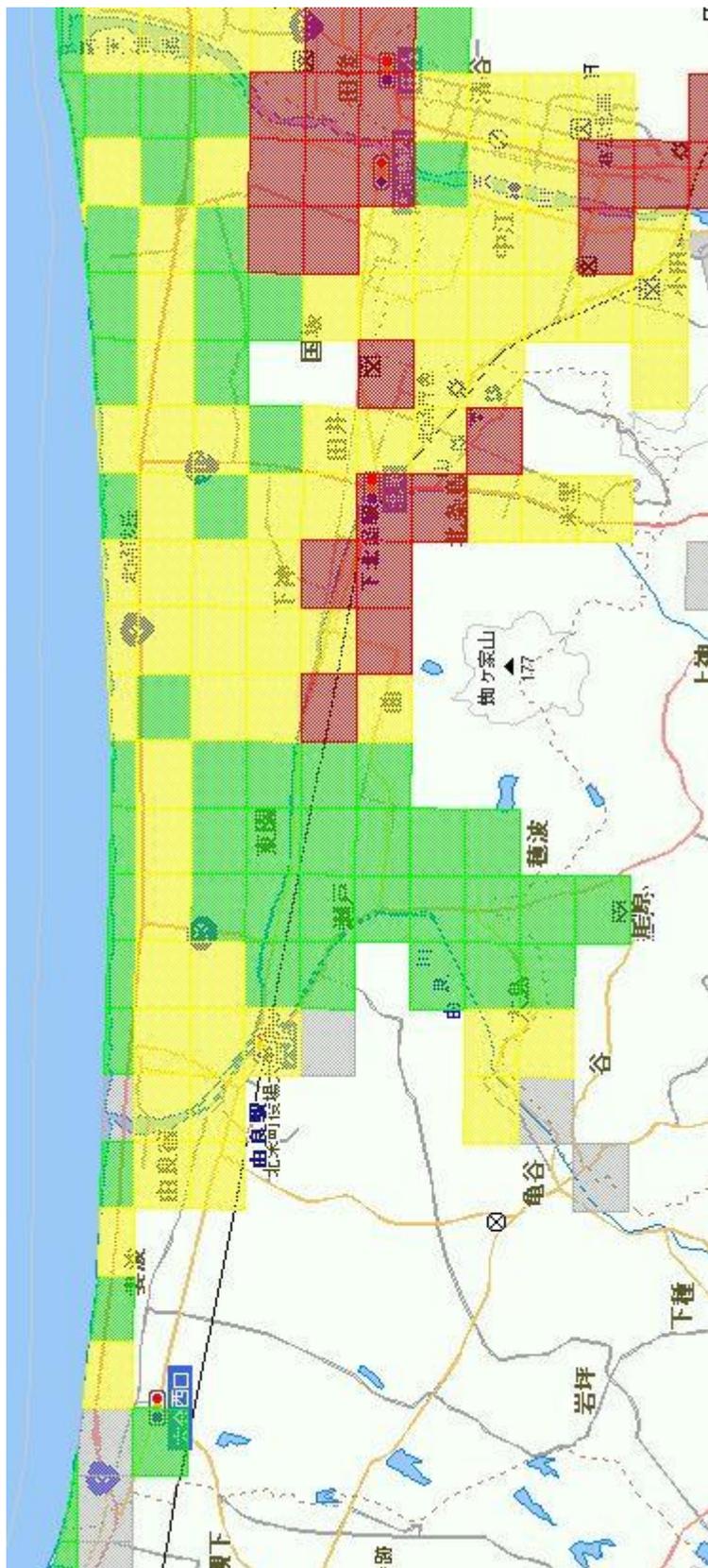
資料 11 地震危険地域

液状化危険度予測 (鹿野・吉岡断層)



液状化危険予測凡例	
	危険度はかなり低い
	危険度は低い
	危険度が高い
	危険度が極めて高い

液状化危険度予測（倉古南方推定断層）



液状化危険予測凡例	
	危険度はかなり低い
	危険度は低い
	危険度が高い
	危険度が極めて高い

資料 12 火災危険地域

（平成 19 年 10 月 1 日現在）

該当なし

資料 13 町内の主要河川

河川名	種別	延長・周囲(m)	流域面積km ²
天神川	1級	14,560	500.0
北条川	2級	10,730	26.1
由良川	〃	11,540	63.5
日和川	〃	2,800	1.8
浅津川	〃	570	1.2
円城寺川	〃	3,040	13.8
大倉川	〃	2,210	4.9
亀谷川	〃	4,200	7.5
西高尾川	〃	3,490	4.5
前川	〃	1,400	1.3
野田川	〃	2,400	2.3
高千穂川	〃	500	0.7

資料 14 洪水予報等の基準となる水位観測所及び水位

(平成26年1月1日現在)

水系名	河川名	水防法に定める河川			区間	基準点 観測所 名	位置	水位 測定 機器	水防 団待 機水 位	はん 濫注 意水 位	避難 判断 水位	はん 濫危 険水 位
		水防 警戒 河川	水位 情報 周知 河川	洪水 予報 河川								
天神川	天神川	○		○	三朝町～ 河口	小田	倉吉市小田	テレメータ	3.50	4.50	5.70	6.90
〃	〃	○		○	〃	竹田橋	倉吉市八屋	〃	2.90	3.90	4.70	5.95
由良川	北条川				倉吉市～ 由良川合流点	北尾	北栄町北尾	〃	1.30	1.70	—	—
〃	由良川	○		○	大島～ 河口	瀬戸橋	北栄町瀬戸	〃	2.10	2.30	2.50	2.80

資料 15 雨量観測所及び水位観測局

(平成26年1月1日現在)

河川名	観測所	所在地	種類	管理者	観測担当者	備考
北条川	北尾	北尾	テレメータ	鳥取県	鳥取県河川担当職員	県雨量観測局
由良川	瀬戸	瀬戸	〃	〃	〃	〃
北条川	北尾	北尾	〃	〃	〃	県水位観測局
由良川	瀬戸	瀬戸	〃	〃	〃	〃

資料 16 水こう門・ため池等の概況

1. 水こう門

(平成 27 年 1 月 1 日現在)

河川名	所在地	鉄 扉		木 扉		管理者	操作責任者
		幅高 1 m 未満	幅高 1 m 以上	幅高 1 m 未満	幅高 1 m 以上		
天神川	東新田場		○			倉吉河川国道 事務所	
〃	〃		○			〃	
〃	江北		○			〃	
北条川	米里(訓脳)					北条水系 土地改良区	
〃	下神(築田)					北条水系 土地改良区	
〃	松神(松本)					北条水系 土地改良区	
北条用水	土下 (七ツ石)					北条水系 土地改良区	
由良川	瀬戸		○			瀬戸水利組合	
日和川	由良宿		○			日和川保全会	
北条川	東園		○			北条水系 土地改良区	
〃	西園		○			—	
〃	由良宿		○			—	

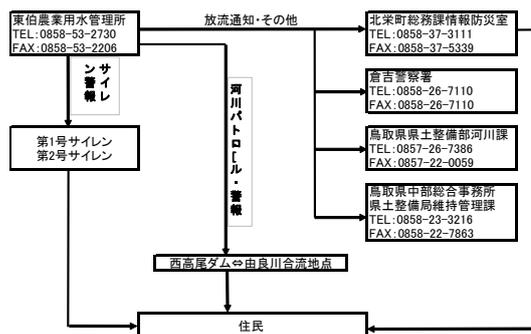
2. ため池

(平成 27 年 1 月 1 日現在)

名称	所在地	堤高	堤長	面積	貯水量	管理者	監視人
		m	m	ha	m ³		
樽見溜池	曲	16.3	100	1.50	174,000	曲自治会	
金繰溜池	北条島	4.8	75	1.00	79,000	北条島自治会	
岩坪池	西高尾	10.8	113	2.7	91,000	岩坪溜池水利組合	
岩坪尻池	岩坪	4.3	39	0.2	4,500	岩坪尻ため池組合	
種ヶ池	上種	11.2	81	1.8	42,000	種ヶ池水利組合	

名称	所在地	堤高 m	堤長 m	面積 ha	貯水量 m ³	管理者	監視人
野田池	亀谷	7.5	54	0.7	18,500	野田ため池組合	
鉄山池	〃	19.0	68	2.1	51,000	鉄山ため池水利組合	
狐谷池	〃					廃止	
矢田池	〃	4.0	72	5	5,500	亀谷自治会	
穂波池	穂波	7.3	114	1.3	20,000	穂波自治会	
大谷池	原	14.4	44	4	176,000	原自治会	
門戸池	〃	6.7	46	0.3	6,500	〃	
仏石池	六尾	4.9	56	0.5	8,000	未利用	
今地池	由良宿	5.5	71	0.5	12,500	今地池水利組合	
湯谷池	〃	4.9	76	0.6	19,000	湯谷池水利組合	
奥田池	琴浦町杉下	6.2	66	0.7	51,000	妻波自治会	
鳥池	琴浦町金屋	8.0	125	5.0	83,000	〃	
上鳥池	〃	7.0	122	6.5	76,000	〃	
西岡谷池	妻波	4.8	38	0.2	17,500	〃	
東岡谷池	〃	4.0	45	0.1	2,700	未利用	
新堤	〃	3.7	90	1.8	16,000	〃	
下堤	〃	5.6	95	0.8	15,500	〃	
桜池	大谷	8.0	183	7.0	101,000	大谷自治会	
双子池	〃	4.5	80	1.7	32,000	〃	
西ノ井津池	〃	7.6	116	2.3	40,000	〃	
西高尾ダム	西高尾	46.2	237	14.2	2,010,000	東伯地区土地改良区連合	

西高尾ダム連絡系統図



資料 17 水防資材の受払簿

資 材 名	受		払		備 考
	年 月 日	数 量	年 月 日	数 量	

資料 18 水防用資材の備蓄状況

(平成 26 年 1 月 1 日)

河川名	所在地	水防倉庫		管理者
		棟 数	面 積	
天神川	江 北	1	35 m ²	北栄町
由良川	大 島	1	28.88 m ²	〃
由良川	すくも塚	1	20 m ²	〃

品 名	数 量			品 名	数 量		
	江北	大島	すくも塚		江北	大島	すくも塚
俵	420俵			鉄筋杭			35本
かます	190俵	280俵		木杭1m		35本	10本
むしろ	50枚	20枚	27枚	木杭1.5m		25本	105本
なわ	56kg	1玉		木杭2m大		10本	
木材2m	130本			木杭2m小		40本	
鉄線	50kg	2玉 #8		木杭3m		10本	
かすがい	40丁	59丁		竹ざお		7本	
掛矢	2丁	4丁	4丁	ナイロン袋		145枚	600枚
たこつち	2丁	3丁	2丁	のこぎり		3丁	2丁
なた	5丁	3丁	3丁	パール		1丁	
おの	4丁		2丁	ロープ		50m	60m
かま	3丁	12丁	5丁	かきや		4丁	3丁
つるはし	13丁	5丁		たこ		3丁	2丁
のこ	5丁			一輪車	2台	3台	3台
ワイヤーロープ	60m			ペンチ			3丁
唐ぐわ	4丁	5丁		とび口	5丁	2丁	2丁
スコップ	81丁	10丁	15丁	土のう袋	400袋	200袋	200袋

品名	数量	保管場所
ゴムボート	5艇	中央公民館大栄分館
ライフジャケット	100枚	〃

資料 19 水防てん末報告様式

1. 水防活動による使用(消費)資材費内訳

管 理 団体名	主要資材内訳						主要資材内訳						合 計	備 考
	土のう		なわ		小 計	発煙筒		カーバト		小 計				
	数量	金額	数量	金額		数量	金額	数量	金額					

- 注 1. 主要資材内訳の欄には、次に掲げる資材のうち該当するものを記入すること。
 土のう・布袋類・たたみ・むしろ・なわ・竹・生木・丸太・杭・釘・板類・鉄線
 ・かすがい・蛇籠および置石
2. その他資器材の欄には、上記1以外のものを記入すること。
3. 主要器材ならびに、その他資器材のうち専用または転用できるもの、または災害復旧事業の対象となるものは、それぞれに応じ価格を減じて記入すること。
4. 資材類については、水防倉庫に備蓄しているもの以外のものも記載する。

2. 水防活動実績表

管 理 団体名	指 定 非指定 の別	水防活動延人員			出動 手当	その他	小計	主要 資材	その他 資機材	小計	合計 (A+ B)	水防活動 を行なっ た主な河 川海岸湖 沼名	水防活 動を行 なった 期間	備 考
		水防団 消防団	その他	計										

- 注 1. 水防活動費のその他については、内容を備考欄に記入のこと。
2. 使用(消費)資材費については、様式2による区分により転記すること。
3. 水防活動を行った期間は、 月 日から 月 日までと記入し、同一市町村で同期間中に再度水防活動を行った場合には、その旨判別できるように記入すること。
4. 水防活動に対する問題点等特記すべき事項があるときは備考欄に記入すること。

資料 20 各種要請の連絡先

(平成 27 年 2 月 1 日)

関係機関	連絡先	関係機関	連絡先
県災害対策本部 事務局	NTT 0857-26-7878 県防災 5200-110	鳥取中部ふるさと 広域連合消防局	NTT 0858-29-5119 ~5127 FAX 0858-29-7750
陸上自衛隊 第8普通科連隊 (米子駐屯地)	NTT 0859-29-2161 県防災 5600-11 県防災FAX 5600-19		県防災 5520-11、 19, 60 県防災 FAX5520-19
倉吉警察署	NTT 0858-26-7110	第8管区 境海上保安部	NTT 0859-42-2531 県防災 5200-37880
NTT西日本鳥取支店	NTT 0857-22-1162	中部総合事務所地域振興局 中部振興課企画調整担当 (事務室)	NTT 0858-23-3952 FAX 0858-23-3425 県防災 5230-120

資料 21 防災関係機関一覧(連絡先)

(平成27年4月1日)

機 関 名	NTT電話	NTT FAX	防災無線	所 在 地
中国地方整備局倉吉河川国道事務所	26-6221	26-6299		倉吉市福庭町418-2
〃 羽合国道維持出張所	35-3231			湯梨浜町田後301
中国四国農政局鳥取地域センター	0857-22-3131	0857-27-9672		鳥取市富安2丁目98番地4
鳥取労働局ハローワーク倉吉	23-8609	22-6494		倉吉市駄経寺2-15
第8管区境海上保安部	0859-42-2531		5200-37880	境港市昭和町9-1
陸自第8普通科連隊(米子駐屯地)	0859-29-2161		5600-11	米子市両三柳2603
鳥取地方气象台	0857-29-1313	0857-29-3212	5200-34770	鳥取市吉方109
県災害対策本部 事務局	0857-26-7878	0857-26-8137 ・8139	5200-110	鳥取市東町1-271
県危機管理局危機管理政策課	0857-26-7584	0857-26-8137	5200-120・7584	〃 〃
〃 危機対策・情報課	0857-26-7878	0857-26-8137	5200-7878	〃 〃
〃 消防防災課	0857-26-7063	0857-26-8139	5200-122・7082	〃 〃
〃 原子力安全対策課	0857-26-7854	0857-26-8137	5200-7974	〃 〃
中部総合事務所地域振興局	23-3951	23-3425	5230-120	倉吉市東巖城町2
〃 福祉保健局	23-3121	23-4803	5230-3121	〃 〃
〃 生活環境局	23-3235	23-2366	5230-3234	〃 〃
〃 農林局	23-3164	23-3134	5230-3162	〃 〃
〃 県土整備局	23-3215	22-7863	5230-3212	〃 〃
鳥取県中部県税事務所	23-3102	23-3118	5230-3104	〃 〃
鳥取県教育委員会中部教育局	26-8137	23-5203	5230-3251	〃 〃
倉吉警察署	26-7110	26-7110		倉吉市清谷町1丁目10
北条駐在所	36-2106			北栄町田井38-7
由良駐在所	37-2011			北栄町由良宿804-12
瀬戸駐在所	37-3856			北栄町瀬戸29-8
北栄町大栄庁舎	37-3111	37-5339	5410-11	北栄町由良宿423-1
〃 北条庁舎	36-3111	36-4595		北栄町土下112
鳥取中部ふるさと広域連合消防局	29-5119	29-7750	5520-60	倉吉市福守町415-2
湯梨浜消防署	35-2713	35-2714		湯梨浜町はわい長瀬583-5
琴浦消防署	52-3346	35-3347		琴浦町八橋674
西日本旅客鉄道株式会社米子支社	0859-32-0255	0859-32-8028		米子市弥生2
NTT西日本鳥取支店 災害対策室	0857-22-1162	0857-22-5666		鳥取市寺町50
中国電力株式会社倉吉営業所	0120-212-605	23-3326		倉吉市駄経寺245-6
日本赤十字社鳥取県支部	0857-22-4466	0857-29-3090		鳥取市東町1-271 (県庁第2庁舎1階)
日ノ丸自動車株式会社倉吉営業所	26-4114	26-4117		倉吉市海田西町161-2
日本交通株式会社倉吉営業所	26-1111	26-3323		倉吉市福庭町394-2
鳥取中央農業協同組合大栄支所	49-1153	37-5280		北栄町由良宿561
〃 北条支所	36-3321	36-2291		北栄町江北294-1
日本郵便(株)北条郵便局	36-3000	36-2798		北栄町北尾518-6
〃 由良郵便局	37-2000	37-5263		北栄町由良宿804-14
〃 中北条郵便局	36-2049	36-2278		北栄町江北513-4
〃 大栄瀬戸郵便局	37-2909	37-4420		北栄町瀬戸33-5
北栄町商工会	37-4057	49-6006		北栄町由良宿409
北栄町社会福祉協議会	37-4522	37-4532		北栄町瀬戸36-2
中部医師会	23-1321	23-1323		倉吉市旭田町18

資料 22 業者連絡先

(平成 27 年 1 月 1 日)

ガス	【協定締結先】 (一社)鳥取県LPガス協会中部支部	22-8281
	JA中央サービス(株)(北栄町・ガス専用)	52-2266
	赤本商店	37-2037
	(株)ヨシムラ	37-2052
	トンボプロパンガス(株)	22-8281
	日ノ丸産業(株)倉吉支店	26-6811
下水道 (終末処理場)	(株)クラエー	28-0608
	倉吉環境事業(有)	22-5868
	鳥取県天神浄化センター	35-4423
電気	中国電力(株)倉吉営業所	0120-212-605
	(一財)中国電気保安協会倉吉支所	35-5520
	宮川電気保安管理事務所	37-2323
電話	NTT西日本	113
	日海通信工業(株)鳥取支店	0857-28-4531
ガソリン (発電機用燃料)	青山石油店	37-3121
	JA中央サービス(株)下北条給油所	36-3212
	JA中央サービス(株)妻波給油所	37-3331
	JA中央サービス(株)栄給油所	37-3389
	日ノ丸産業(株)国坂店	36-2020
	山田石油(有)	36-2100
防災無線 音声告知機	パナソニックシステムネットワークス(株)	0852-26-5596
	(株)タイヨー通信	0859-27-1211
パソコン	(株)鳥取県情報センター	0857-27-5070
車輛	日ノ丸自動車(株)倉吉営業所	26-4114
	日本交通(株)倉吉営業所	26-1111
	旭運輸(有)	36-3561
	倉吉運送(株)	36-4771
	竹本運送(有)	36-3811
	永田商事(有)	37-5110
	北和(株)運送部	37-3521
	三徳運送(有)	36-2141
	青山レンタカー	37-3121
	佐伯レンタカー(有)	36-2496
	山陰観光レンタカー	36-2073
	北条レンタカー	36-2322
	北栄町建設業協議会((有)共栄組)	37-3414
リース機材	(株)三協レンタル	36-4481
	(株)昌栄	36-4125
応援要請	県中部総合事務所地域振興局	23-3952
		防災無線：5230-3952
	県災害対策本部	0857-26-7878
		防災無線：5200-110

資料 23 応急対策業務協力会社の一覧表

(平成 30 年 6 月 27 日現在)

No	会社名	代表者	所在地	電話番号	FAX番号
1	石賀建設(株)	石賀喜和	北栄町下神365-12	36-3721	36-3723
2	(株)アークス	馬野慎一郎	北栄町東園305-3	37-3101	37-5507
3	(株)エナテクス	福井利明	北栄町田井651-1	36-3633	36-3851
4	オグラ建設(株)	小椋知章	北栄町江北38	36-2632	36-2968
5	(有)技建	岩間友美	北栄町田井481-6	36-4711	36-4645
6	(株)共栄組	山崎 稔	北栄町亀谷446-1	37-3414	37-4588
7	晃進建設(有)	中口義文	北栄町国坂1559	36-4554	36-4557
8	(有)斉尾建設	斉尾美彦	北栄町下種486	37-3234	37-5656
9	(有)坂本工務店	坂本清人	北栄町由良宿830-17	49-6280	49-6281
10	ソレックス(有)	川口 登	北栄町田井195	48-3722	48-3723
11	(有)ツバキ建設	椿政美	北栄町下種601-19	37-3738	37-4578
12	飛川園芸	飛川利男	北栄町大谷2099-1	37-3549	37-5650
13	(有)永田商事	永田一郎	北栄町東園316-1	37-5110	37-4258
14	(有)中原設備商会	中原裕之	北栄町西園98-1	37-3335	37-5337
15	(株)北和	伊藤孝一	北栄町由良宿2031	37-5585	37-5078
16	(株)ヨシムラ	吉村博美	北栄町由良宿551-2	37-2052	37-3429
17	住マイル設備	真住宏行	北栄町西園504-1	37-3527	37-4831
18	(有)磯江	磯江 誠	北栄町江北75	36-3693	36-2273

※ 北栄町と北栄町建設協議会との間における「災害時における応急業務に関する協定書」の取り決めによる。

資料 24 危険物施設の一覧表

(平成 19 年 10 月 1 日 現在)

事業所名称	所在地	製造所等の別
アイエムシーフーズ株式会社	北栄町弓原326番地	地下タンク貯蔵所
オグラ建設株式会社	北栄町江北38, 39, 40-2	自家用給油取扱所
旭運輸有限会社	北栄町土下381の14	自家用給油取扱所
医療法人 仁厚会 ル・サンテリオン北条	北栄町土下123-1	地下タンク貯蔵所
横田鉄工	北栄町弓原31-1・4, 32-1・2・3・7	屋内貯蔵所
株式会社 コンピューターサービス	北栄町田井183-1	地下タンク貯蔵所
株式会社 小池塗料店	北栄町江北795-2	屋内貯蔵所
株式会社 昌栄	北栄町江北782番地2	移動タンク貯蔵所
株式会社 J A 中央サービス 下北条給油所	北栄町弓原334	給油取扱所
株式会社 J A 中央サービス 中北条給油所	北栄町江北788-14	給油取扱所
株式会社 コメリ コメリハードアンドグリーン北条店	北栄町北尾字浮町513-2他	一般取扱所
株式会社 寺方工作所 鳥取事業部	北栄町田井175	一般取扱所
三陽合織株式会社 鳥取工場	北栄町土下10番地	屋外タンク貯蔵所
山田石油 S S	北栄町北尾 8 8 - 2	給油取扱所
山田石油有限会社	北栄町弓原14	地下タンク貯蔵所
山田石油有限会社	北栄町弓原14	一般取扱所
山田石油有限会社	北栄町弓原15-1	移動タンク貯蔵所
山田石油有限会社	北栄町弓原15-1	移動タンク貯蔵所
山田石油有限会社	北栄町弓原15-1	移動タンク貯蔵所
倉吉運送株式会社	北栄町江北780-6	自家用給油取扱所
竹本運送有限会社	北栄町江北512番地	自家用給油取扱所
中部地区生コンクリート協同組合	北栄町弓原48	給油取扱所
中部舗装株式会社	北栄町弓原798番地1	一般取扱所
中部舗装株式会社	北栄町弓原798番地1	屋外タンク貯蔵所
中部舗装株式会社	北栄町弓原798番地1	屋外タンク貯蔵所
中部舗装株式会社	北栄町弓原798番地1	一般取扱所
鳥取中央農業協同組合 下北条支所	北栄町弓原338の6	地下タンク貯蔵所
鳥取中央農業協同組合 下北条支所	北栄町弓原338の6	一般取扱所
日ノ丸産業株式会社 倉吉支店 北条給油所	北栄町国坂103の1, 2	給油取扱所
鳥取中央農業協同組合 北条町支所	北栄町江北792-2	地下タンク貯蔵所
鳥取中央農業協同組合 北条町支所	北栄町江北792-2	一般取扱所
北栄町中央公民館	北栄町土下112番地	地下タンク貯蔵所
北条町高齢者福祉センター (北条町社会福祉協議会)	北栄町田井46-2	地下タンク貯蔵所
北条町葉たばこ受委託乾燥組合	北栄町田井505番地	屋外タンク貯蔵所
北条町立学校給食センター	北栄町国坂680	地下タンク貯蔵所
北条町立東保育所	北栄町江北3854, 3855-2	地下タンク貯蔵所
北条町立北条中学校	北栄町土下100-1	一般取扱所
北尾葉たばこ生産者組合	北栄町北尾540の2	地下タンク貯蔵所
有限会社 長田運送	北栄町松神1205-671	給油取扱所
(有)大英ペイント産業	北栄町松神339-2	屋内貯蔵所

事業所名称	所在地	製造所等の別
株式会社 北和	北栄町由良宿2031	自家用給油取扱所
株式会社 北和	北栄町由良宿2031	移動タンク貯蔵所
株式会社 J A中央サービス 栄給油所	北栄町亀谷285-2	給油取扱所
株式会社 J A中央サービス 妻波給油所	北栄町妻波1171-1	給油取扱所
阪神工業株式会社	北栄町瀬戸7-1	屋外タンク貯蔵所
大栄町立 大栄小学校	北栄町由良宿213番地	一般取扱所
鳥取県園芸試験場	北栄町由良宿2048	屋内貯蔵所
鳥取県園芸試験場	北栄町由良宿2048	屋内貯蔵所
鳥取県園芸試験場	北栄町由良宿2048	地下タンク貯蔵所
鳥取県自動車運転免許試験場	北栄町由良宿1300	地下タンク貯蔵所
鳥取中央農業協同組合 大栄・倉吉カントリーエレベーター	北栄町大島304	屋外タンク貯蔵所
有限会社 青山車輛 由良給油所	北栄町由良宿483-4	給油取扱所
有限会社 日本海光陽石油	北栄町由良宿806番地6	給油取扱所
株式会社 新木コーポレーション	北栄町西園350-1	屋外タンク貯蔵所
株式会社 新木コーポレーション	北栄町西園350-1	屋内貯蔵所
株式会社 鳥取県倉吉自動車学校	北栄町西園866	自家用給油取扱所
株式会社 鳥取再資源化研究所	北栄町東園323-1	屋外タンク貯蔵所
株式会社ジェミニ物産 クリーニング工場	北栄町西園360番地	地下タンク貯蔵所
西村美装工業株式会社	北栄町西園350-4	屋内貯蔵所
倉吉生コン株式会社	北栄町東園554番地	給油取扱所
鳥取中央農業協同組合 大栄町長芋集荷場	北栄町西園1724	地下タンク貯蔵所
服島運輸株式会社 倉吉営業所	北栄町東園146の1	自家用給油取扱所
有限会社 カネダ 由良給油所	北栄町西園513の1	給油取扱所
有限会社 永田商事	北栄町西園字五反田続316-1	給油取扱所
株式会社 昌栄 不燃性物品保管倉庫	北栄町江北782	圧縮アセチレン
株式会社 サンアグリ大栄営業所	北栄町大谷3752	劇物
株式会社 ランドサイエンス大栄支店	北栄町西園492-3	生石灰
株式会社 ランドサイエンス大栄支店	北栄町西園492-3	劇物
有限会社 宮本薬局 農業部 由良営業所	北栄町妻波628の1	劇物
上ノ家商店	北栄町由良宿1149-1	劇物
上ノ家肥料店 倉庫	北栄町由良宿1096-1	劇物
鳥取中央農業協同組合 西部営農センター 農業資材センター	北栄町妻波1725-5	毒物・劇物

資料 25 報道関係機関連絡先

町災害対策本部が報道機関に対し、情報を発信する場合の情報発表責任者は副町長（報道総括）とする。

(放送局)

(平成 26 年 1 月 1 日現在)

放送局名	T E L / F A X 番号	所在地	備考
NHK鳥取放送局放送部	TEL:0857-22-6692 FAX:0857-24-5066	鳥取市寺町100	(県防災) 5200-34780
日本海テレビ放送(株)報道制作部	TEL:0857-27-2152 FAX:0857-27-2191	鳥取市田園4-360	(県防災) 5200-34790
(株)山陰放送報道制作部	TEL:0859-22-5821 FAX:0857-33-4130	米子市西福原1-1-71	(県防災) 5200-37910
山陰中央テレビジョン(株)報道部	TEL:0852-31-0107 FAX:0852-22-4490	松江市西川津町721	(県防災) 5200-38940(鳥取支社)
テレビ朝日鳥取支社	TEL:0857-21-0839	鳥取市西町1-202-2	
(株)エフエム山陰放送部	TEL:0852-27-9887 FAX:0852-27-5130	松江市殿町383 山陰中央ビル4F	(県防災) 5200-38950(鳥取支社)
鳥取中央有線放送(株)	TEL:0858-53-2565 FAX:0858-53-2791	琴浦町逢東806	

(新聞社)

新聞社名	T E L / F A X 番号	所在地	備考
新日本海新聞社中部本社	TEL:0858-26-8300 FAX:0858-26-8310	倉吉市上井1-156	
山陰中央新法倉吉支社	TEL:0858-48-1022 FAX:0858-26-3622	倉吉市伊木282-2	
産経新聞鳥取支局	TEL:0857-22-4105 FAX:0857-37-1512	鳥取市二階町1-104	
読売新聞倉吉通信部	TEL:0858-26-6122 FAX:0858-26-6132	倉吉市上井町2-3-2	
朝日新聞倉吉通信局	TEL:0858-22-7166 FAX:0858-22-7167	倉吉市東巖城77	
日本経済新聞社鳥取支局	TEL:0857-24-2465	鳥取市本町3-201	
中国新聞鳥取支局	TEL:0857-22-2301	鳥取市湯所2-233	
毎日新聞鳥取支局	TEL:0857-23-5511	鳥取市西町2-415	
共同通信社米子通信部	TEL:0859-26-3421	米子市兼久81	
倉吉市役所記者室	TEL:0858-22-8123 FAX:0858-22-8430	倉吉市葵町722	

資料 26 漁港の現況

なし

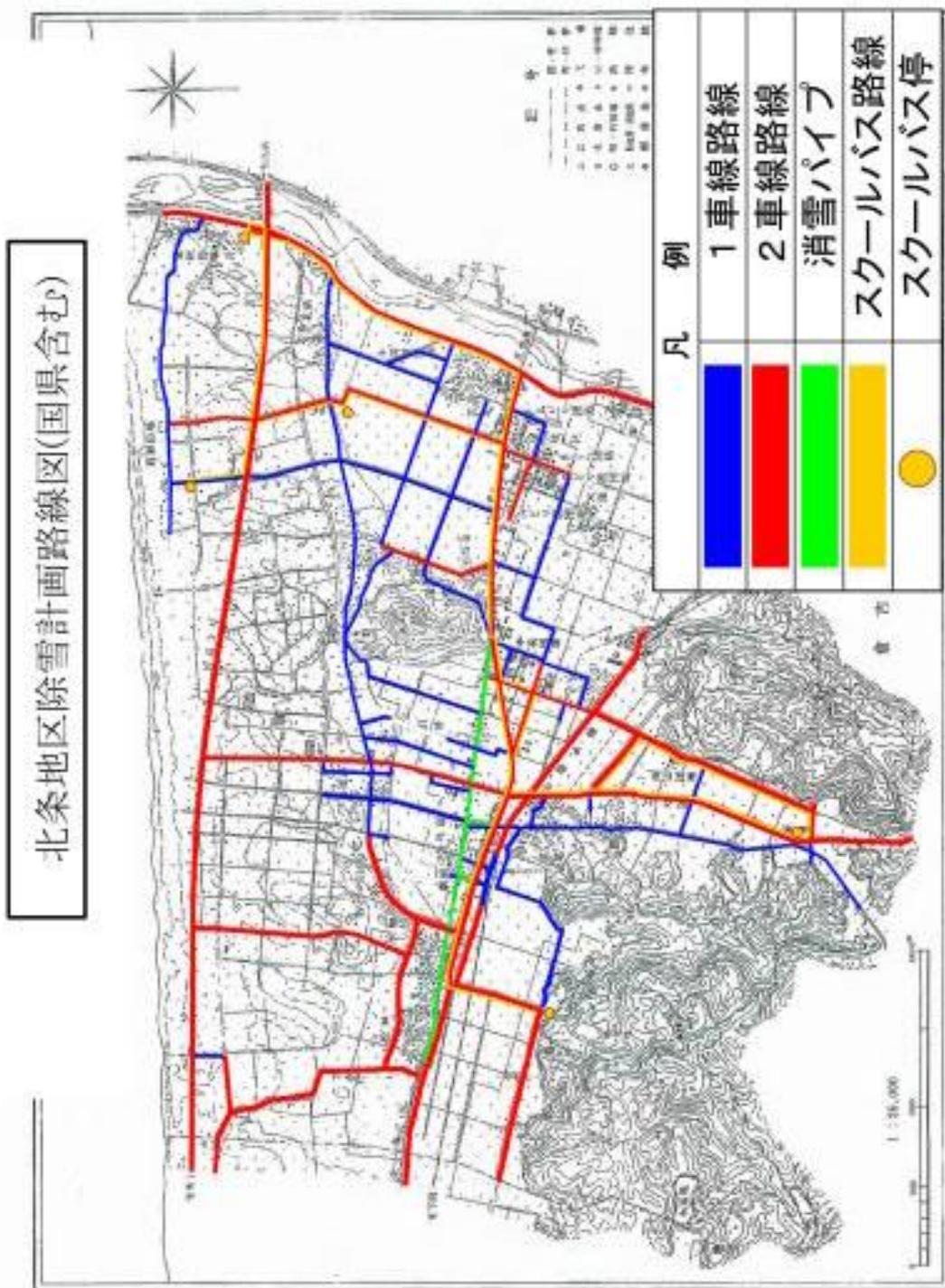
資料 27 海岸保全区域

種別	地区名	海岸総延長 (m)	海岸保全区域 要指定延長(m)	海岸保全区域 指定延長(m)	海岸保全施設
建設海岸保全区域	北条海岸	5,910	0	5,910	なし
計		5,910	0	5,910	

資料 28 町内の除雪路線

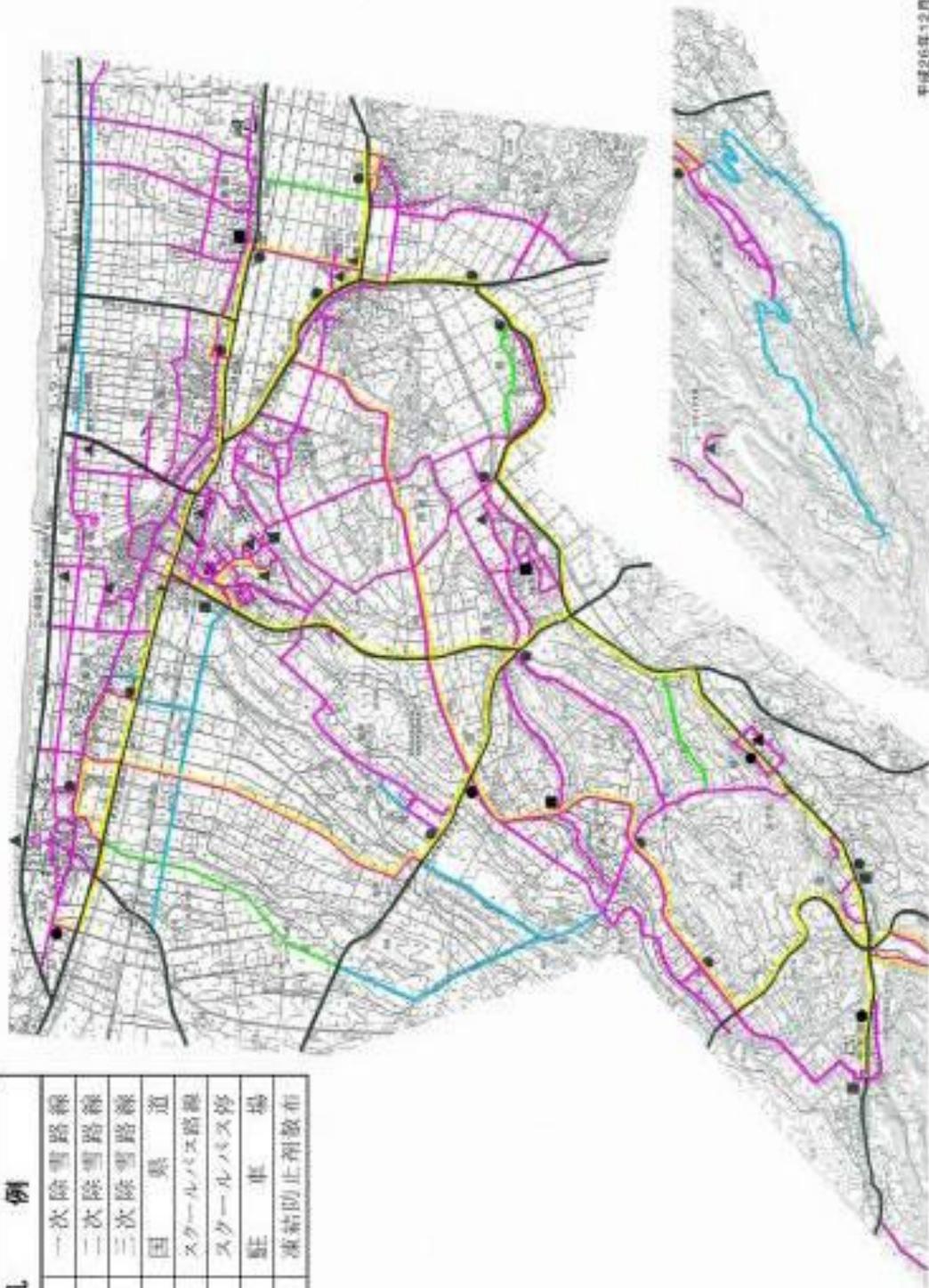
(平成26年1月1日現在)

①町道の除雪計画



大栄地区除雪計画図

凡	例
	一次除雪路線
	二次除雪路線
	三次除雪路線
	国 県 道
	スクールバス路線
	スクールバス停
	駐 車 場
	凍結防止剤散布



平成26年12月現在

②国、県道

(平成 26 年 1 月 1 日現在)

路線名	除雪区間	延長(km)	備考
国道9号線	大谷～東園	12.303	
国道313号	米里～弓原浜	4.451	
上井・北条線	土下～北尾	1.386	
亀谷・北条線	亀谷～北尾	3.062	
倉吉・江北線	江北～江北浜	2.296	
清谷・北条線	西園～穂波	1.270	
県道羽合東伯線	江北～大谷	11.810	
県道倉吉由良線	西園～穂波	4.703	
県道大立大栄線	下種～由良宿	5.585	
県道法万大栄線	西高尾～下種	4.366	
県道倉吉東伯線	亀谷～大谷	3.576	
県道福永由良線	大谷	7.570	
県道大栄赤碕線	大谷	2.930	
県道東伯関金線	高千穂～上種	2.865	
県道由良停車場線	由良宿	1.438	
県道津原穴沢線	亀谷～津原	0.660	

資料 29 孤立が予想される自治会

(平成 26 年 1 月 1 日現在)

該当なし

資料 30 文化財の現況

(平成 26 年 1 月 1 日現在)

文化財の名称	所在地	文化財の種類	指定の区分	防災施設・設備
木造千手観音立像外	東高尾(東高尾観音寺)	国重要文化財	彫刻	消火栓・消火器
由良台場跡	由良宿	国史跡記念物	史跡	無
木造十一面千手観音立像	瀬戸(瀬戸観音寺)	県保護文化財	彫刻	消火栓・火災報知器
梵鐘	北尾(北条八幡宮)	町指定文化財	鋳物	消火器
棟札	〃	〃	歴史資料	〃
前田寛治油絵 4点	田井(歴史民俗資料館)	〃	美術品	消火器・火災報知器
文政字名絵図面帳外	〃	〃	歴史資料	〃
梶田新蔵文書	〃	〃	〃	〃
六尾反射炉跡	六尾	〃	史跡	無
国坂神社社叢	国坂(国坂神社)	〃	自然	消火栓
豊田邸跡	由良宿	〃	史跡	〃
上種五輪塔	上種	〃	彫刻	〃
因州藩印紋入化粧まわし	国坂(個人有)	〃	歴史資料	無
高尾八幡宮社叢	東高尾(高尾八幡宮)	〃	自然	〃

資料 31 本部内の被害報告事項および報告様式

1. 一般被害状況調（速報、中間報、確定報）

（課名：

No. 1)

災 害 名				
報 告 番 号		第 報 (平成 年 月 日現在)		
報 告 者 名				
区 分		被 害		
人 的 被 害	死 者		人	
	行 方 不 明		人	
	負 傷 者	重 傷 者	人	
		軽 傷 者	人	
		計	人	
住 家 の 被 害	棟	全 壊 (焼・流)	棟	
		半 壊 (焼・流)	棟	
		一 部 損 壊	棟	
	数	床 上 浸 水	棟	
		床 下 浸 水	棟	
		全 壊 (焼・流)	世帯	
	世帯	数	世帯	人
			人 数	人
	半 壊 (焼・流)	数	世帯	世帯
			人 数	人
	お よ び 人 員	一 部 破 損	世帯	世帯
			人 数	人
		床 上 浸 水	世帯	世帯
	人 数		人	
	床 下 浸 水	世帯	世帯	
人 数		人		
非住家 の被害	倉庫、土蔵、車庫、 納屋等、官公庁舎、病院等	公 共 建 物	棟	
		そ の 他	棟	

災害対策本部	等設置状況	
災害救助法	適用市町村助村名	
消防職員	出動延人数	人
消防団員	出動延人数	人
備考	災害発生状況(場所、発生年月日、種類概況) ※必要に応じ別紙とする。	
	備 応急対策の状況 ・ 自主避難を含む避難状況 (自治会名、避難世帯数、避難人員、避難場所) ・ 避難準備情報、勧告、指示の発令状況 ・ 消防団(水防団) の出動状況 ・ その他関連事項	

資料 32 被害の認定基準

この計画における被害程度の認定基準は法令等に特別の定めがある場合を除き、次のとおりとする。

被害等の区分	認 定 基 準
1. 死者	当該災害が原因で死亡し、遺体を確認したものまたは遺体は確認できないが死亡したことが確実なものとする。
2. 行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。
3. 重傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、または受ける必要のある者のうち1月以上の治療を要する見込みの者とする。
4. 軽傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、または受ける必要のある者のうち1月未満で治療できる見込みの者とする。
5. 住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
6. 全壊	住家が滅失したもので、具体的には住家の損壊もしくは流失した部分の床面積が、その住家の延べ面積の70%以上に達したものまたは住家の主要構造物の被害額が、その住家の時価の50%以上に達した程度のものとする。
7. 半壊	住家の損壊が甚しいが補修すれば元通りに使用できるもので、具体的には損壊部分はその住家の延べ面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要構造部の被害額がその住家の時価20%以上50%未満のものとする。
8. 一部破損	全壊及び半壊に至らない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さいものは除く。
9. 床上浸水	住家の床より上に浸水したものと及び全壊・半壊には該当しないが、土砂、竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。
10. 床下浸水	床上浸水に至らない程度に浸水したものとする。
11. 非住家	住家以外の建物でこの報告中、他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。
12. 公共建物	例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用または公共の用に供する建物とする。
13. その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
14. 非住家被害	全壊または半壊の被害を受けたもののみを記入するものとする。
15. 田の流出・埋没	田の耕土が流出し、または砂利等のたい積のため、耕作が不能となったものとする。
16. 田の冠水	稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
17. 畑の流失・埋没 及び畑の冠水	田の例に準じて取り扱うものとする。
18. 道路損壊	市町村道以上の道路の一部が損壊し、車輛の通行が不能となった程度のものとする。
19. 橋りょう損壊	市町村道以上の道路に架設した橋が一部または全部流出、一般の渡橋が不能になった程度のものとする。

被害等の区分	認 定 基 準
20. 堤防決壊	河川法にいう1級及び2級河川の堤防あるいはため池・かんがい用水路の堤防が決壊し、復旧工事を要する程度のものである。
21. 鉄道不通	汽車等の運行が不能となったもの。
22. 被害船舶	ろ・かいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、運行不能になったものおよび流出し、所在が不明になったもの、ならびに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
23. 電話	被害により、通信不通となった電話の回線数とする。
24. 電気	災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。
25. 水道	上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
26. ガス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち、最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
27. ブロック塀	倒壊したブロック塀又は石数の箇所数。
28. 火災発生	地震又は火山噴火に起因して発生した火災。
29. その他の被害	農業施設、林業施設、砂防施設、港湾漁港施設、農作物等の被害。
30. 被災世帯	災害により全壊・半壊および床上浸水の被害を受け、通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。 例えば、寄宿舍・下宿その他これに類する施設に宿泊するもので、共同生活を営んでいるものについてはこれを一世帯として扱い、また同一家屋の親子・夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
31. 被災者	り災世帯の構成員とする。

資料 33 事前措置の予告通知様式

北栄町発第 号
平成 年 月 日

様

北栄町長

事前措置の予告について(通知)

貴所有(占有)の施設及び物件は、災害発生した場合、現状では災害対策基本法第 59 条に基づく事前措置の対象となり得るので、下記事項に留意の上、災害時には適切な措置をとられるよう通知します。

記

設備又は物件の名称	所在地	数量	措置の方法	備考

資料 34 指定避難所

(平成 28 年 4 月 1 日現在)

避難場所	所在地	連絡先	種別	面積 (㎡)	収容人員 (人)	火災	風水害 (計画規模)	風水害 (想定最大)	土砂災害	地震	津波
北条小学校	国坂680	36-2063	体育館	1,037	250	○	○		○	○	
〃	〃	〃	建物	1,280	310		○	△	○	○	
北条中学校	土下100-1	36-4800	体育館	1,306	310	○	○	△	○	○	
〃	〃	〃	建物	777	190		○	△	○	○	
北条ふれあい会館	〃 100-3	無	体育館	1,621	390	○	○		○	○	
北条体育館	〃 112	〃	〃	1,361	330	○	△		○	○	
中央公民館	〃	36-2062	建物	1,320	320	○	△	△	○	△	
北条農村環境改善センター	田井7-1	無	〃	641	150	○	△		○	○	○
北条ティンバーハウスセンター	田井46-2	36-4331	〃	602	100		△		○	△	
北栄町B&G海洋センター	〃 428-1	36-4331	体育館	1,719	420	○	○	○	○	○	○
大栄小学校	由良宿213	37-2041	体育館	911	220	○	○	○	○	○	
勤労者体育センター	〃 223-2	無	〃	690	160	○	○	○	○	○	
大栄中学校	〃 340	37-2024	体育館	1,414	340	○	○	○	○	○	
〃 武道館	〃	〃	〃	743	180	○	○	○	○	○	
中央公民館大栄分館	〃 800	37-2137	公民館	850	200		○	△	○	△	○
大栄体育館	〃 797	無	体育館	1,497	360		○		○	○	
大栄農村環境改善センター	〃 423-1	〃	建物	350	80	○	○	○	○	△	○
大誠体育館	瀬戸37-1	〃	体育館	598	140		○		○	△	
北栄町社会福祉協議会	〃 36-2	37-4522	建物		150		○	△	○	△	
北栄人権文化センター	大島1046-6	37-4676	建物	593	140		○	△	○	○	
大栄ふれあい会館 [㊤]	下種868	無	体育館	930	230	○	○	○	○	○	

- ※ 1. 収容人員算定については、1人3.3㎡とし、廊下・通路等使用できない箇所があるものとして0.8を乗じた。
 2. 「風水害避難所」の「△」は床下浸水が見込まれるものの、避難所として使用が可能な場合に限り使用する。
 3. 最終的には、全ての施設を避難所とし仮設住宅建設後等段階的に集約していく。
 4. ㊤印 河川又は急しゅんな箇所が隣接しているため状況により避難すること。

指定避難所（福祉避難所）

避難場所	所在地	連絡先	種別	面積 (㎡)	収容人員 (人)	火災	風水害 (計画規模)	風水害 (想定最大)	土砂災害	地震	津波
北条健康福祉センター	土下121-1	(内)592	建物	306	60	○	○		○	○	
大栄健康増進センター	瀬戸22-1	37-2124	建物	462	90	○	○		○	○	

- ※ 1. 収容人員算定については、1人4.0㎡とし、廊下・通路等使用できない箇所があるものとして0.8を乗じた。

資料 35 指定緊急避難場所（一時避難場所）

（平成 28 年 4 月 1 日）

避難場所	所在地	種別	面積 (㎡)	収容 人員 (人)	火 災	風 水 害 (計 画 規 模)	風 水 害 (想 定 最 大)	土 砂 災 害	地 震	津 波
北条小学校	国坂680	グラウンド [△]	11,359	2,750	○				○	
北条中学校	土下100-1	〃	28,270	6,850	○				○	
大栄小学校	由良宿213	〃	10,864	2,630	○				○	
大栄中学校	由良宿340	〃	25,531	6,180	○				○	
北栄町社会福祉協議会	瀬戸36-2	〃	3,000	720	○				○	
出会いの広場	由良宿	広場	4,098	990	○				○	
道の駅北条公園	国坂1525-92	建物・駐車場			○	○			○	
道の駅大栄	由良宿1458-10	建物・駐車場			○	○	○		○	
江北公民館	江北412-6	公民館				○		○	△	○
JA鳥取中央北条支所	〃 801-1	駐車場	873	370	○				○	
江北浜多目的研修集会施設	〃 1728-1	公民館		51		○		○	△	○
江北浜農村公園	〃 4579-1	グラウンド [△]		600	○				○	
東新田場多目的研修集会施設	〃 1990	公民館	96	41		○		○	△	
西新田場多目的研修集会施設	〃 2547	〃			○	○		○	○	
国坂公民館	国坂477-1	〃		77		○		○	△	
国坂ふれあい会館	〃 477-6	〃		27		○		○	△	
国坂浜集落センター	〃 180-1	〃		76		○		○	△	○
大野公民館	〃 2397-2	〃	326	80		○	○	○	○	○
田井集落センター	田井210-4	〃			○	△		○	△	
土下多目的研修集会施設	土下179-3	〃		48		○		○	△	
ル・サンテリオン北条	〃 123-1	老健施設		370		○	△	○	○	
米里多目的集会施設 [㊤]	米里719	公民館	133	57		○		○	△	
北条島集落センター	北条島601-6	〃	224	95				○	○	
北尾公民館	北尾453	〃		55		△		○	△	
弓原多目的研修集会施設	弓原422	〃		42				○	△	
弓原浜公民館	〃 87-2	〃						○	○	
駅前公民館	下神202-10	〃	125	53		△		○	○	
下神多目的研修集会施設	〃 559-3	〃		50		△		○	△	
松神公民館	松神797	〃	261	111		○	○	○	△	
曲農業構造改善センター	曲511-1	〃		100		○	△	○	○	
みどり団地公民館	江北473-9	〃		84		○		○	△	
向山団地公民館 [㊤]	北条島438-10	〃				△			△	
中央団地公民館	国坂728-1	〃				△		○	△	
山西地区会館 [㊤]	〃 743-3	〃				○	○	○	△	
みどり西公民館	江北487-9	〃		85		○		○	△	

避難場所	所在地	種別	面積 (㎡)	収容 人員 (人)	火 災	風 水 害 (計 画 規 模)	風 水 害 (想 定 最 大)	土 砂 災 害	地 震	津 波
小河原団地公民館	〃 200-14	〃				○		○	△	
みどり南公民館	〃 451-74	〃		89		○		○	△	
国坂東区公民館	国坂6-7	〃		36		○		○	○	
さつきヶ丘公民館	下神816-106	〃		20		○	○	○	○	
国坂中団地公民館	国坂647-20	〃				○		○	○	
さくら団地公民館	江北648-18	〃				○		○	△	
西園多目的集会所	西園1160	〃		50		○	△	○	△	○
東園構造改善センター	東園343	〃		50		○	○	○	○	○
東園浜コミュニティセンター	西園478-2	〃		30		○	○	○	○	○
六尾構造改善センター	六尾384-3	〃		50				○	○	
六尾北団地集会所	〃 261-1	〃				○		○	○	
瀬戸公民館	瀬戸36-5	〃		50		△		○	△	
原公民館㊤	原194-2	〃		50		○	△	○	△	
大島自治会館	大島728-3	〃		50		○	○	○	△	
JA大灘カントリーエレベーター	〃 304	駐車場	2,000	600	○				○	
西穂波構造改善センター	西穂波761	公民館		10		○	○	○	○	
穂波構造改善センター㊤	穂波211-3	〃		20		△		○	○	
亀谷公民館㊤	亀谷788-1	〃		40		○	△	○	△	
亀谷農村公園	〃 674-3	グラウンド	2,000	600	○				○	
東亀谷公民館	亀谷391-5	公民館		50		○	○	○	○	
東亀谷運動場	〃 1045-2	グラウンド	2,000	600	○				○	
下種集落センター	下種511-2	公民館		30		○	○	○	△	
上種公民館	上種299-1	〃		30		○	○	○	△	
茶ヤ条集落センター	上種429-6	〃		30		○	○	○	△	
西高尾さくら会館㊤	西高尾703	集会所		30		○	○	○	△	
〃	〃	グラウンド	500	31	○				○	
東高尾集落センター㊤	東高尾487-1	公民館		30		○	○	○	△	
岩坪公民館	岩坪89-7	〃		20		○	○	○	△	
岩坪運動場	〃 77-1	グラウンド	300	100	○				○	
高千穂集落センター	西高尾1164	公民館		30		○	○	○	△	
〃	〃	グラウンド	800	200	○				○	
由良宿1区公民館	由良宿492-1	公民館				○		○	△	
由良宿2区コミュニティセンター	〃 1124	〃				○	○	○	○	
由良宿3区構造改善センター	〃 1649-3	〃				○		○	○	
由良宿4区集会所	〃 1553-2	〃				○	△	○	△	
由良宿5区構造改善センター	〃 1812-8	〃				○	△	○	○	
由良宿6区集会所	妻波96-2	〃				○		○	△	

避難場所	所在地	種別	面積 (㎡)	収容 人員 (人)	火 災	風 水 害 (計 画 規 模)	風 水 害 (想 定 最 大)	土 砂 災 害	地 震	津 波
由良宿7区公民館	由良宿596-19	〃				○		○	△	
緑ヶ丘団地公民館㊤	〃 660-15	〃				○	○	○	○	
妻波公民館	妻波732	公民館		100		○	○	○	△	○
妻波運動場	〃 1380-161	グラウンド	1,000	400	○				○	
大谷公民館	大谷1431-1	公民館		100		○	○	○	△	○
大谷運動場	〃 3331-1	グラウンド	3,000	1,000	○				○	
別所構造改善センター	由良宿643-3	公民館				○	○	○	○	
比山多目的集会所	妻波1401-4	〃		20		○	○	○	△	
青木多目的研修集会所	〃 1718-3	〃		20		○	○	○	△	
JA北栄営農センター	〃 1730-4	集荷場	10,000	3,000	○	○	○	○	○	
二子塚公民館	由良宿2072-15	公民館				○	○	○	△	

資料 34 ※を参照のこと

資料 36 災害時要援護者一時避難施設

(平成 26 年 1 月 1 日現在)

施設名	所在地	連絡先
(医)誠医会 老人保健施設セラトピア	北栄町瀬戸45-2	37-3766
(社福)北栄町社会福祉協議会 デイサービスセンターだいえい 北条デイサービスセンター	北栄町瀬戸36-2	37-4522
(株)べるびゅー大栄 デイサービスセンター楽園	北栄町六尾604-1	37-5552
(社福)中部福祉会 北栄デイサービスセンターあずま園	北栄町東園331-1	37-4804
(社医)仁厚会 老人保健施設ル・サンテリオン北条	倉吉市山根43	36-5220
(社福)みのり福祉会 北栄みのりデイサービスセンター	北栄町東園218-1	37-6078

資料 37 特設公衆電話設置避難所

(平成 27 年 1 月 1 日現在)

避難所	所在地	回線数	電話線引出場所	電話機保管場所
北条体育館	北栄町土下112	2	階段下下駄箱上	大栄庁舎暗室
B&G海洋センター	北栄町田井46-2	2	事務所内端子箱	
北条ふれあい会館	北栄町土下100-3	2	〃	

大栄小学校体育館	北栄町由良宿213	2	工作室ロッカー上
大栄中学校体育館	北栄町由良宿340	2	体育館内端子箱
大栄体育館	北栄町由良宿797	2	中央公民館大栄分館 娯楽室内端子箱

資料 41 町災害用備蓄物資（生活必需物資）備蓄数

（平成 28 年 2 月 12 日現在）

備蓄物資名	数量	保管場所	消費期限
クラッカー(48食入)	21箱	北条ふれあい会館備蓄倉庫	H29. 2
	10箱	〃	H31. 10
アルファ米(50食)	5箱	〃	H33. 2
	4箱	大栄体育館備蓄倉庫	H33. 2
	9箱	〃	H29. 9
保存水(1. 5l)	400本	北条ふれあい会館備蓄倉庫	H29. 3
	400本	大栄体育館備蓄倉庫	H29. 3
ほ乳ビン	12本	北条ふれあい会館備蓄倉庫	
折畳式簡易トイレ	12個	〃	
	13個	大栄体育館備蓄倉庫	
	5個	大栄庁舎用度品庫	
毛布	270枚	北条ふれあい会館備蓄倉庫	
	478枚	大栄体育館備蓄倉庫	
救急医療セット	18箱	北条ふれあい会館備蓄倉庫	
	3箱	大栄体育館備蓄倉庫	
防水シート	290枚	北条ふれあい会館備蓄倉庫	
ロープ(9mm×100m)	30巻	〃	

資料 42 給水関連備蓄等保管場所及び保有数

（平成 27 年 1 月 1 日現在）

保管場所	名称	保有数	管理者	備考
北条ふれあい会館 備蓄倉庫	給水ハック	200個	総務課	容量10l、折り畳み
北条庁舎水道倉庫	〃	100個	地域整備課	容量6l、折り畳み
北条庁舎消防車庫	給水タンク	3個	地域整備課	容量:500l
大栄庁舎車庫	給水タンク	1台	地域整備課	容量:1, 600l× 1

資料 43 キャンプ用品等保管場所及び保有数

(平成 26 年 1 月 1 日現在)

名称	保有数	指定管理者	保管場所	備考
キャンプ用テント	35張	(株)チュウブ	北条海浜広場	
シュラフ	19枚	〃	〃	
ランタン	16個	〃	〃	
ハーベキューセット	20セット	〃	〃	
キャンプマット	22枚	〃	〃	
はんごう	19個	〃	〃	
まな板・包丁セット	9セット	〃	お台場公園	
鍋	36個	〃	〃	
はんごう	142個	〃	〃	
敷物	8枚	〃	〃	
テント	29張	〃	〃	
組立式テント(大)	4張	〃	レクサイド 大栄	3間×4間
〃 (小)	4張	〃	〃	2間×3間

資料 44 炊き出し施設

(平成 25 年 1 月 1 日現在)

地域名	施設名	処理能力	炊き出し施設			備考
			かまの型式	炊き出し備品	食器類	
土下	中央公民館	1回 75人分	ガス炊飯器2 台 (2升・3升)	鍋 4 ボール 22 ザル 9 やかん 7	40人分 7種類	LPガス
由良宿	大栄小学校	1回 50人分	電気炊飯器 2台 (一升だき)	ボール 24 ザル 5 やかん 10	40人分 3種類	〃
由良宿	大栄中学校	1回 50人分	電気炊飯器 6個 (2升だき) 1台	ボール 18 ザル 6	50人分 6種類	〃
由良宿	中央公民館 大栄分館	1回 70人分	ガス炊飯器 4個	ボール 30 ザル 20 やかん 2	50人分 7~8種類	〃
瀬戸	社会福祉協 議会	1回 110人分	災害用移動 炊飯器 ガス炊飯器 1台	鍋 5 フライヤー 1 やかん 3	皿 100 コップ 200 30人分 5種類	〃
瀬戸	健康増進セ ンター	1回 100人分	ガス炊飯器 2個 電気炊飯器 1個	鍋 5 やかん 2	50人分 7~8種類	〃

資料 45 炊き出し給与状況記録簿

炊き出し場の名称	月 日			月 日			5日間小計	合計	実支出額	備考
	朝	昼	夜	朝	昼	夜				

- 注 1. 「備考」欄には給食内容を記入すること。
 2. 炊き出しが6日以上にわたると個は「合計」欄の前に「6日以降小計」欄を設ける。

資料 46 物資の給与状況記録簿

住家被害程度区分	世帯主氏名	基礎となった世帯構成人員	給与月日	物資給与の品目					実支出額	備考
				布団	毛布	作業衣		なべ		
計	全壊	世帯								
	半壊	世帯								

災害救助物資として上記のとおり給与したことに相違なし

平成 年 月 日

給与責任者 印

- 注 1. 住家の被害程度に全壊（焼）流失又は半壊（焼）床上浸水の別を記入すること。
 2. 受領年月日に、その世帯に対して最後に給与された物資の受領年月日を記入すること。
 3. 物資給与の品目欄に数量を記入すること。

資料 47 飲料水の供給記録簿

供給月日	対象人員	給 水 用 機 械 器 具							実支出額	備考	
		名称	借 上			修 繕					燃料費
			数量	所有者	金額	修繕月日	修繕費	故障の概要			
	人			円		円		円			

資料 48 水道緊急時連絡先一覧

(平成 26 年 2 月 1 日現在)

設備名等	保守契約	連絡先	担当者等	TEL	担当者等	連絡先2	備考
水質試験	○	(公財)鳥取県保健事業団 環境検査課	林	0857-27-0175			水質事故
水道施設中央監視システム		アズビル(株)	花原(FE) 山平(担当)	0868-24-8391 (昼)	お客様番号 16327	0120-300099 (夜間、休日)	システム関係
水道施設中央監視システム(回線)		政策企画課⇒(株)タイヨー通信	TCC担当者	(株)タイヨー通信 0859-27-1211 0857-26-1417			通信(下記以外)
NTT専用回線		NTT専用回線		0120-000-111			米里～曲
すくも塚水源地(電気・通信)		大豊機工(株)	広瀬	07-9623-1548	担当携帯	090-8797-8910	
すくも塚水源地(ポンプ)		(株)オグラ(荏原代理店)	茶山	0957-28-8844	担当携帯	090-3748-8443	
すくも塚水源地(滅菌)		山陰オーヤラックス販売(株)	植田	0857-36-0271	担当携帯	090-3371-1372	
すくも塚電気管理者	○	宮川電気保安管理事務所 宮川勇	宮川	0858-37-2323	担当携帯	090-3175-8218	高圧受電
亀谷水源地(電気・通信)		大豊機工(株)	広瀬	07-9623-1548	担当携帯	090-8797-8910	全般
亀谷水源地(電気)		(株)オグラ(荏原代理店)	茶山	0957-28-8844	担当携帯	090-3748-8443	部品交換等
亀谷水源地(機械)		(株)オグラ(荏原代理店)	茶山	0957-28-8844	担当携帯	090-3748-8443	ポンプ他
亀谷水源地(滅菌)		中西工業(株)	中西	06-6381-0219	担当携帯	090-3671-5807	
西高尾水源地(電気・通信)		大豊機工(株)	広瀬	07-9623-1548	担当携帯	090-8797-8910	計装盤
西高尾第一水源地(通信)		アズビル(株)	花原(FE) 山平(担当)	0868-24-8391 (昼)	お客様番号 16327	0120-300099 (夜間、休日)	西高尾配水池通信関係
西高尾第一水源地(機械)		(株)オグラ(荏原代理店)	茶山	0957-28-8844	担当携帯	090-3748-8443	
西高尾第一水源地(滅菌)		中西工業(株)	中西	06-6381-0219	担当携帯	090-3671-5807	
西高尾第2水源地(通信)		アズビル(株)	塩本(FE) 難波(担当)	0868-24-8391 (昼)	お客様番号 16327	0120-300099 (夜間、休日)	西高尾配水池通信関係
西高尾第2水源地(機械)		(株)オグラ(荏原代理店)	茶山	0957-28-8844	担当携帯	090-3748-8443	
西高尾第2水源地(滅菌)		山陰オーヤラックス販売(株)	植田	0857-36-0271	担当携帯	090-3371-1372	
曲送水ポンプ場(ポンプ)		(株)オグラ(荏原代理店)	茶山	0957-28-8844	担当携帯	090-3748-8443	
曲送水ポンプ場(滅菌)		山陰オーヤラックス販売(株)	植田	0857-36-0271	担当携帯	090-3371-1372	
曲送水ポンプ場電気管理者	○	宮川電気保安管理事務所 宮川勇	宮川	0858-37-2323	担当携帯	090-3175-8218	高圧受電
米里水源地(電気・通信)		鳥電商事(富士電機システムズ(株)特約店)	神谷	0857-23-4219	担当携帯	090-1684-3072	
米里水源地(通信)		アズビル(株)	花原(FE) 山平(担当)	0868-24-8391 (昼)	お客様番号 16327	0120-300099 (夜間、休日)	改造部
米里水源地(ポンプ)		(株)オグラ(荏原代理店)	茶山	0957-28-8844	担当携帯	090-3748-8443	
米里水源地(滅菌)		山陰オーヤラックス販売(株)	植田	0857-36-0271	担当携帯	090-3371-1372	
北栄町緊急補修工事業者		日総工業(株)		0858-36-5522			
北栄町緊急補修工事業者		(有)中原設備商会		0858-37-3335			
北栄町緊急補修工事業者		(有)日進設備工業		0858-36-3928			
北栄町緊急補修工事業者		(株)ヨシムラ		0858-37-2052			

資料 49 応急仮設住宅台帳

応急仮設住宅番号	世帯主氏名	家族数	所在地	構造区分	面積	敷地区分	着工月日	竣工月日	入居月日	実支出願	備考
計											

- 注 1. 「応急仮設住宅番号」欄は、応急仮設住宅に付した番号とし、設置箇所を明らかにした簡単な図面を作成し添付すること。
 2. 「家族数」欄は、入居時における世帯主を含めての人員数を記入すること。
 3. 「所在地」欄は、応急仮設住宅を建設したところの住所を記入すること。
 4. 「構造区分」欄は、木造住宅、プレハブ住宅、パイプ式組立住宅の別を記入すること。
 5. 「敷地区分」欄は、公私有物とし有無償の別をも明らかにすること。
 6. 「備考」欄には、入居後における経過を明らかにしておくこと。

資料 50 応急仮設住宅建設候補地

(平成 25 年 1 月 1 日現在)

No	地番	面積(m ²)	地目	上水道	下水道	ガス	電気	施設概要
1	六尾356-1,11,12	3751,211	宅地	有	有	無	有	六尾北団地
2	由良宿1309他12筆	16,355	〃	〃	〃	〃	〃	出合いの広場
3	土下105	10,713	〃	〃	〃	〃	〃	北条運動場
4	由良宿215-1	7,192	〃	〃	〃	〃	〃	大栄運動場

資料 51 住宅応急修理記録簿

世帯主氏名	修理箇所概要	完了月日	実支出額	世帯主氏名

資料 52 ヘリコプター臨時離着陸

(平成 26 年 1 月 1 日現在)

名称	所在地	平坦部面積 (㎡)	付近の高い物体の 名称・高さ	平坦地の広さ m×m	その他参考事項
北条運動場	土下112	11,012	北条庁舎 17.5	100	防災
北条小学校	国坂680	14,004	体育館 11.0	100	〃
北条野球場	国坂385-5	8,000	照明灯	100	〃
北条中学校	土下100-1	28,270	校舎	100×180	一般
西高尾町有地	西高尾1056	15,000		100	〃 スイカ空港
由良お台場	由良宿328	3,200	土塁 10.5	80	その他

資料 53 救護班一覧

班名	医師	担当員・職員			計	備考
		看護師	保健師	その他		

資料 54 救護所開設予定施設

(平成 26 年 1 月 1 日現在)

名称	住所	電話	FAX	備考
北条小学校	国坂680	36-2063	36-4821	
北条ふれあい会館	土下100-3			
大栄健康増進センター	瀬戸22-1	37-2124		
大栄農村環境改善センター	由良宿423-1	37-3111	37-5339	
大栄中学校	由良宿340	37-2024	37-5509	
大栄ふれあい会館	下種868			

資料 55 町内医院 (医療機関)

名称	診療科目	所在地	電話	担当員		備考
				医師	看護師	
高見医院	内・小児科	国坂720	36-2011	1	3	
天野医院	内科	由良宿2-5	37-5020	1	2	
岡本医院	内・外・胃腸科	由良宿552-2	37-2072	1	4	
宮川医院	内・外科ほか	瀬戸45-2	37-2038	2	4	

資料 56 医療関係団体

(平成 26 年 1 月 1 日現在)

名称	住所	電話	FAX	備考
鳥取県中部医師会	倉吉市旭田町18	23-1321	23-1323	

資料 57 医療・助産に必要な医薬品等の調達

(平成 26 年 1 月 1 日現在)

名称	電話	品(薬剤)名	備考
米田薬局	37-2048	脱脂綿、強心剤、ガーゼ、 栄養剤、ホータイ、止血剤 クレゾール、浣腸薬、解熱剤 抗生物質、アクリノール、 ヒビテン、胃腸薬、下痢止	
吉村三光堂	37-4050		
吉村薬品店	37-4724		
厚生堂薬局	36-4303		
アイ調剤薬局	36-5281		
ひまわり薬局(有)	37-4869		

資料 58 救護活動状況記録簿

1. 救護班活動状況

救護班

班長:医師

印

月日	自治会名	患者数	措置の概要	遺体検索数	修繕費	備考
				人	円	
計						

注 「備考」欄に班の編制、活動期間を記入すること。

2. 病院・診療所医療実施状況

診療機関名	患者氏名	診療月日	病名	診療区分		診療報酬点数		金額	備考
				入院	通院	入院	通院		
						点	点	円	

注 「診療区分」欄は該当欄に○印を記入すること。

3. 助産台帳

分べん者氏名	分べん日時	助産機関名	支援期間	金額	備考
			月 日～ 月 日	円	

資料 59 遺体安置想定場所

(平成 26 年 1 月 1 日現在)

名称	住所	電話	FAX	備考
北条健康福祉センター	土下121-1			北条庁舎

資料 60 葬祭業者一覧

(平成 26 年 1 月 1 日)

名称	住所	電話	FAX	備考
うつぶき葬儀社(有)	倉吉市福吉町1103-1	22-2273	22-0056	
(有)公益社小山	倉吉市幸町461-6	23-2011	22-0909	0120-23-2011
JA鳥取中央葬祭センター	倉吉市和田794-4	47-0983	47-0981	0120-80-9831
ノヒロ葬儀社	倉吉市東町349	22-4403	22-4404	自宅:23-0017
シティホール倉吉	倉吉市和田232-1	22-4444	22-0049	0120-44-4049
ピアパール中部会館	琴浦町八橋83-1	49-0077	49-0078	

資料 61 葬祭関係機関一覧

(平成 25 年 4 月 1 日現在)

名称	住所	電話	FAX	備考
倉吉警察署	倉吉市清谷町1-10	26-7110	26-7110	
鳥取中部ふるさと斎場	倉吉市円山町346-1	24-6321	24-6322	

資料 62 葬祭及び遺体処理台帳

1. 埋葬台帳

死亡年 月日	埋葬年 月日	死亡者		埋葬を行った者		埋葬費				備考
		氏名	年齢	死亡者との 関係	氏名	棺・付属 品を含む	埋葬又は 火葬料	骨箱	計	
						円	円	円	円	

- 注 1. 埋葬を行ったものが市町村長であるときは、遺族の氏名を「備考」に記入すること。
 2. 市町村長が棺・骨箱等を現物で給与したときは、その旨「備考」欄に明らかにする。
 3. 埋葬を行った者に埋葬費を支給したときは、その旨および金額を「備考」欄に記入すること。

2. 死体処理台帳

処理年 月日	死体発 見の日 時及び 場所	死亡者 氏名	遺族		洗浄等の処理			死体 の一時 保存料	検案料	実支 出額	備考
			氏名	死亡者との 関係	品名	数量	金額				

資料 63 ゴミ集積場所予定地

(平成 19 年 10 月 1 日現在)

名称	住所	指定管理者	備考
北条運動場	土下105	(一財)北栄スポーツクラブ	
大栄運動場	由良宿215	〃	
お台場公園	由良宿1458-16	(株)チュウブ	

資料 64 ゴミ処理関係機関

(平成 26 年 1 月 1 日現在)

名称	住所	電話
鳥取中部ふるさと広域連合	北栄町土下112	36-5211
鳥取中部ふるさと広域連合ほうきリサイクルセンター	倉吉市巖城1637-9	26-9890

資料 65 一般廃棄物(ごみ)処理業(収集・運搬)許可業者(町内委託業者)

(平成 26 年 1 月 1 日現在)

業者名	住所	電話	FAX
北浜産業(有)	倉吉市岡20-10	(車庫)35-4558、(事務所)28-5782	(事務所) 28-6425
(有)大川清掃	倉吉市金森町36	22-8726	22-8726

資料 66 一般廃棄物(ごみ)処理業(収集・運搬)許可業者(町内委託業者以外)

(平成 26 年 1 月 1 日現在)

業者名	住所	電話	FAX
(株)クラエー	倉吉市鴨川町32-1	28-0608	28-0697
(有)泊清掃	湯梨浜町園2188-1	34-3525	
(有)赤碕清掃	琴浦町赤碕1986-2	49-2033	55-7575
(有)中部サービス	倉吉市関金町関金宿2652-2	45-3833	
(株)ジェイ・イー・ティ	倉吉市福庭町1-36	26-9866	
(有)やまびこ興業	三朝町三朝663-1	43-1345	
木田商店	北栄町江北450	36-5051	
倉吉環境事業(有)	倉吉市金森町19-1	22-5868	(し尿・浄化槽清掃)
(株)エバークリーン	倉吉市福庭町1丁目288	26-1375	
(有)竹中商店	北栄町江北2704-1	36-3437	
(有)徳田清掃	倉吉市大原575-12	22-8327	
(有)伊藤清掃	琴浦町下伊勢527-4	52-2532	
三光(株)	境港市昭和町5-17	0859-44-5367	
(株)アオキ建設	倉吉市関金町郡家721-1	48-7001	
(有)河本建設	倉吉市秋喜185-1	28-3452	
(株)リースキン倉吉	倉吉市米田町2-95	22-0553	
マエタ開発(有)	倉吉市北野638	28-2726	28-3905
(株)小鴨	倉吉市中河原532-1	48-2088	
(株)トラスト	倉吉市八幡町3304-5	23-5077	
流通(株)	倉吉市巖城997-3	22-1211	
(有)松井商店	倉吉市広瀬町1713	22-7155	
ハヤシ商会	倉吉市岩倉300-2	28-0462	
(株)新喜健工	倉吉市関金町安歩40-1	45-3605	

資料 67 解体工事業者一覧

(平成 26 年 1 月 1 日現在)

業者名	住所	電話	FAX
FAS(有)	倉吉市福光222-7	28-6060	28-6050
(株)小鴨	倉吉市中河原532-1	48-2088	48-2033
河本建設(有)	倉吉市秋喜485-1	28-3452	28-3465
(株)クラエー	倉吉市鴨川町32-1	28-0608	28-0697
マエタ開発(有)	倉吉市北野638	28-2726	28-3905
東伯土建工業(有)	琴浦町中尾733	52-2462	48-2033
トーハク解体(有)	琴浦町徳万362	53-6555	53-1027
(有)やまびこ工業	三朝町三朝663-1	43-1345	43-1331

資料 68 し尿処理関係機関

(平成 26 年 1 月 1 日現在)

名称	住所	電話	FAX
鳥取中部ふるさと広域連合	北栄町土下112	36-5211	36-1016
鳥取中部ふるさと広域連合中部クリーンセンター	倉吉市小田468-1	26-0591	26-9480

資料 69 一般廃棄物(し尿)処理業(収集・運搬)許可業者(町委託業者)

(平成 26 年 1 月 1 日現在)

業者名	住所	電話	FAX
(株)クラエー	倉吉市鴨川町32-1	28-0608	28-0697
倉吉環境事業(株)	倉吉市金森町19-1	22-5868	22-5869
(有)赤碕清掃	琴浦町赤碕1986-2	49-2033	55-7575

資料 70 終末処理場等下水道関連施設等保守点検業者

(平成 26 年 10 月 1 日現在)

業者名	住所	電話	FAX
(株)クラエー	倉吉市鴨川町32-1	28-0608	28-0697
倉吉環境事業(株)	倉吉市金森町19-1	22-5868	22-5869

資料 71 簡易トイレ等保管場所及び保有数

(平成 28 年 2 月 1 日現在)

保管場所	名称	保有数	処理能力	備考
備蓄倉庫	折り畳み式簡易トイレ	25セット		北条ふれあい会館 12セット
				大栄体育館 13セ ット
大栄庁舎		5セット		用度品庫 (職員用)
備蓄倉庫	スケットイレ	17個	小便のみ100回 大便のみ50回 薬剤・排便収納 袋等100セット入	北条ふれあい会館
		14個		大栄体育館
		5個		用度品庫 (職員用)
大栄庁舎				

資料 72 防疫薬品の保管場所及び保有数

(平成 26 年 1 月 1 日現在)

保管場所	薬品名	保有数	備考
大栄農村環境 改善センター			

資料 73 防疫資機材の保管場所及び保有数

(平成 26 年 1 月 1 日現在)

保管場所	資機材名	数量	備考

資料 74 防疫薬品・資機材調達先

(平成 26 年 1 月 1 日現在)

業者名	住所	電話	FAX	備考
JA鳥取中央北栄営農センター	妻波1725-2	49-1140	49-1018	
ランドサイエンス(株)中部営業所	西園492-3	37-4011	37-5123	
(株)サキ倉吉営業所	倉吉市広栄町963-9	22-6151	22-6153	
成和産業(株)倉吉営業所	倉吉市駄経寺町227-6	22-4445	22-4449	
中国衛材(株)鳥取営業所	鳥取市叶314-17	0857-37-4178	0857-37-4179	

資料 75 応急危険度判定関係機関一覧(連絡先)

(平成 26 年 1 月 1 日現在)

名称	電話	FAX	県防災無線	備考
県災害対策本部事務局	0857-26-7878	0857-26-8727 ~8732	5200-110	災害時のみ
県生活環境部くらしの安心局 住宅政策課 建築指導担当	0857-26-7397	0857-26-8113	5200-7391 5200-7697	
中部総合事務所生活環境局 建築住宅担当	23-3235	23-3266	5230-3235 3236	

資料 76 仮設住宅関係機関一覧(連絡先)

(平成 27 年 1 月 1 日現在)

名称	電話	FAX	県防災無線	備考
県生活環境部くらしの安心局住ま いまちづくり課 計画担当	0857-26-7412	0857-26-8113	5200-7412	

資料 77 応急仮設住宅入居予定者名簿

市町村名 北栄町

番号	被災者	世帯主	人員	職業	被災世帯内訳					市町村県民税				備考
	台帳 番号	氏名			非保 護	身障	老人	要保 護	母子	その 他	非課 税	均等 割	所得 割	
計														

資料 78 障害物除去の状況記録簿

住家被害程度区分	氏名	除去に要した期間	実支出額	除去に要すべき状態の概要	備考
		年 月 日~年 月 日	円		
計	半壊(焼)	世帯			
	床上浸水	世帯			

資料 79 緊急通行車両等事前届出車両

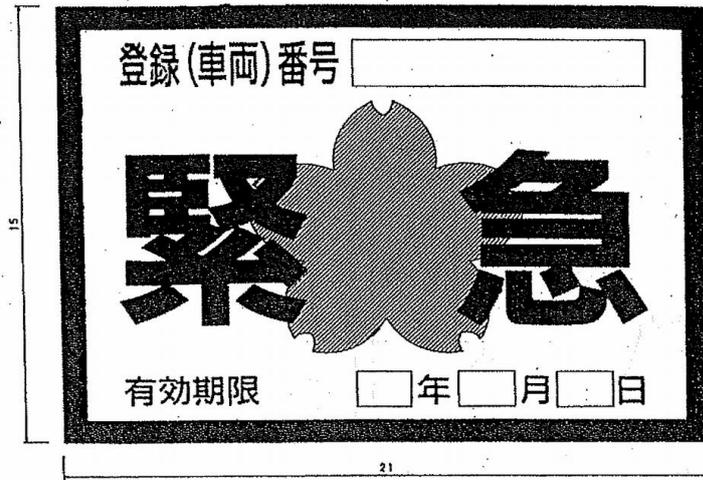
(平成 26 年 1 月 1 日現在)

届出番号	ナンバープレート	車両の用途	保管場所	車種
	鳥取880あ92	水防に関する車両	大栄庁舎	パトカー
	鳥取880あ507	〃	北条庁舎	〃
112	鳥取22す472	被災者等輸送(28名)	北栄町社会福祉センター	マイクロバス
113	鳥取580く9718	水防に関する車両	北条庁舎	ジムニー
114	鳥取480か5687	災害応急復旧のため	北条庁舎	サンバー軽貨物

資料 80 緊急通行車両確認証明書

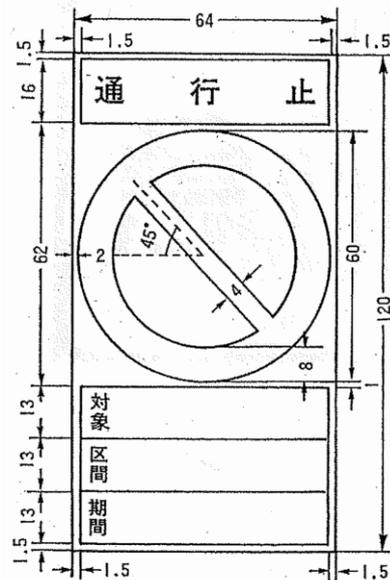
第 号		年 月 日
緊急通行車両確認証明書		
		知 事 公安委員会
		印 印
番号標に表示されている番号		
輸送人員または品名		
使用 者	住 所	Tel () -
	氏 名	
輸 送 日 時		
輸 送 経 路	出 発 地	目 的 地
備 考		

資料 81 緊急通行車両を証明する標章



- 備考
1. 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
 2. 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
 3. 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

資料 82 緊急通行車両以外の車両通行禁止の標示



- 備考
1. 色彩は、文字、縁線及び区分線を青色、斜めの帯及びわくを赤色、地を白色とする。
 2. 縁線及び区分線の太さは、1センチメートルとする。
 3. 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

資料 83 輸送記録簿

運送 月日	目的	運送 区間 (距離)	借上料			修繕				燃料費	実支 出額	備考	
			使用車輛等		金額	故障車輛等		修繕 月日	修繕 費				故障の 概要
			種類	台数		名称 番号	所有者 氏名						
					円				円	円			

- 注 1. 「目的」欄には、主たる目的(又は援助の種類名)を記入すること。
 2. 県又は市町村の車輛による場合は、「備考」欄に車両番号を記入すること。
 3. 借上車輛等による場合は、有無償を問わず記入すること。
 4. 借上げ等の「金額」欄には、輸送費または車輛等の借上費を記入すること。
 5. 「故障の概要」欄には、故障の原因及び故障箇所を記入すること。

資料 84 応急対策要員の従事状況記録簿

種類	従業者数		従事場所	従事期間	実支出額				備考
	実人員	延人員			日当	旅費	時間外勤務手当	計	
					円	円	円	円	

- 注 1. 職種には職名及び業者名等を記入
 2. 「備考」には、従事者が従事した業務の内容について記入すること。

資料 85 学校建物一覧表

(平成 27 年 4 月 1 日現在)

学校名	所在地	電話番号 (FAX)	教室数		校舎構造 (㎡)			体育館 (㎡)		運動場 面積 (㎡)
			普通	特別	鉄筋	木造	その他	鉄骨	その他	
北条こども園	国坂680	36-2009 (36-2025)	11	1	574	1,606		216	306	2,542
大誠こども園	瀬戸38-1	37-2263 FAX兼	7			1,329			184	1,994
由良こども園	由良宿1802-1	37-2203 FAX兼	8		972			240		5,439
大谷こども園	大谷2112-175	37-2149 FAX兼	5		591			133		654
北条小学校	国坂680	36-2063 (36-4821)	22	9	4,642		269	1,457	20	11,359
北条中学校	土下100	36-4800 (36-4995)	12	14	4,601		280	1,505		28,270
大栄小学校	由良宿213	37-2041 (37-5506)	19	15	3,302	12	198		1,029	10,864
大栄中学校	由良宿340	37-2024 (37-5509)	10	13	4,154		346	1,534		13,715
鳥取中央育英 高校	由良宿 291-1	37-3211 (37-3212)	20	13	7,290			4,251		31,857

資料 86 教育関係機関一覧(連絡先)

(平成 19 年 10 月 1 日現在)

名称	電話	FAX	県防災無線	備考
県災害対策本部事務局	0857-26-7878	0857-26-8727 ~8732	5200-110	
中部教育局	23-3250 23-3251 23-3253	23-5203	5230-3250 5230-3251 5230-3253	学事担当 学校教育担当 社会教育担当

資料 88 ボランティア支援本部設置予定場所

(平成 26 年 1 月 1 日現在)

名称	住所	電話	FAX	備考
大栄健康増進センター	瀬戸22-1	37-2124	37-2124	

資料 89 ボランティア支援本部事務局(受付窓口)

(平成 26 年 1 月 1 日現在)

名称	住所	電話	FAX	備考
北栄町社会福祉協議会	瀬戸36-2	37-4522	37-4532	

資料 90 部隊等の災害派遣要請申請書

第 号
年 月 日

鳥取県知事 様

北栄町長 印

部隊等の災害派遣要請について(申請)

災害を防除するため、部隊等の派遣要請を下記のとおり申請します。

記

1. 災害の状況及び派遣を要請する理由

(1) 災害の状況(特に災害派遣を必要とする区域の状況を明らかにすること。)

(2) 派遣を要請する理由(現在までとった地元の措置及び今後地元でとれる可能な措置を明らかにすること。)

2. 派遣を希望とする期間

3. 派遣を希望する部隊等の勢力

(1) 人員(特に災害派遣を必要とする区域の状況を明らかにすること。)

(2) 装備の概要(特に船舶、航空機等特殊装備を必要とするときはその旨を明らかにすること。)

3. 派遣を希望する区域及び活動内容

(1) 派遣を希望する区域

(2) 現地連絡場所及び連絡者

(3) 活動内容(水防・消防・通信・防疫・給水・救護物資の輸送・道路・水路開設等具体的に記入)

4. その他参考となるべき事項

資料 91 部隊等の撤収要請申請書

第 年 月 日 号

鳥取県知事 様

北栄町長 印

部隊等の撤収要請について(申請)

災害を防除するため部隊等の災害派遣を受けましたが、下記のとおり撤収要請を申請します。

記

1. 撤収要請の理由

2. 撤収要請の希望日時

3. 撤収要請をする部隊等

資料 92 派遣部隊に関する報告様式

第 年 月 日 号

鳥取県知事 様

北栄町長 印

部隊等に関する報告について(報告)

災害を防除するため部隊等の災害派遣を受けましたが、その概要は下記のとおりです。

記

1. 派遣要請の申請日時
2. 部隊等の到着日時
3. 部隊等の人員及び装備の概要
4. 部隊等を受け入れた区域
5. 部隊等の撤収日時
6. 部隊等の滞留期間
7. 部隊等の活動内容
8. 部隊等の活動による効果
9. その他特記事項

資料 93 災害救助法適用事務実施に伴うもの

1. 救助実施記録日計表について

各実施担当責任者は、物品受払のため必要のつど作成し、これをもって物品要求等を行うものとする。

救助実施記録日計表				
救助の種類	避	炊	水	救出
	修理	学	破損	死処
	障	○	○	○
	○	○	○	○
責任者班 氏名 (地区責任者 氏名)				印 印)
No.	(月 日 時 分)			
員 数 (世 帯)				
品 目 (数 量 ・ 金 額)				
受 入 先				
払 出 先				
場 所				
方 法				
記 事				

2. 救助の種目別物資受け払い状況について

各救助を実施した場合、必要により総括的なまとめを行うものとする。

救助の種目別物資受払状況

〇〇〇

救助の種目別	年月日	品名	単位呼称	摘要	受	払	残	備考
避難所用								

炊出し、その他による食品給与用被服寝具等 衣料品衛生材料 被災者救助用機械器具燃料 燃料及び消耗品								
--	--	--	--	--	--	--	--	--

- 注 1. 「摘要」欄に、購入または受入先及び払出先を記入する。
 2. 「備考」欄に、購入単価及び購入金額を記入すること。
 3. 各救助の種目別最終行欄に、受・払・残の計およびそれぞれの金額を明らかにすること。
 なお、物資等において、県より受入分及び市町村調達分がある場合には、それぞれの別に受・払・残の計およびそれぞれの金額を明らかにすること。
 4. 救護班による場合には、救護班ごとに救護業務従事期間中における品目ごとの使用状況を記入すること

記入要領

- (1) 各救助の種類ごとに1葉作成する。
- (2) 記録票欄外のメンバー欄には、記録票作成ごとに一連番号を附するものとし、前回分を訂正する必要が生じた場合、例えば No. 10 の次に No. 5 の分を訂正する場合には、No. 11 (No. 5 訂正) のように記載の上前回分 No. 5 の記録票には朱で×印を付し (No. 11 に訂正済み) とし、棄却することなく、そのままナンバー順につづっておく。
- (3) 記録票欄外の救助の種類別欄の該当の救助名を○で囲み、欄内該当欄に必要最小限度の事項を記入する。
- (4) 機械器具等を無償で借り上げた場合についても、記録表を作成する。
- (5) 災害救助基金から放出した場合についても同様とする。
- (6) 被服・寝具・その他生活実需品の給与等で、県調達分と市町村調達分の双方があるときにはそれぞれ別個に記録票を作成する。

資料 94 協定締結一覧

(令和2年2月6日現在)

番号	協定名	協定締結日
1	災害時の相互応援に関する協定書 (県、県内市町村)	H8. 3. 29
2	中部広域消防協定 (中部市町)	H9. 9. 24
3	災害時における郵便局との相互協力に関する覚書 (郵便局)	H9. 12. 24
4	災害時における水道の応急対策業務に関する協定 ((社) 鳥取県管工事業協会中部支部、中部管工事業協同組合)	H17. 11. 1
5	災害時における応急対策業務に関する協定書 (北栄町建設協議会)	H19. 4. 23
6	土地改良施設の消防防災活動に関する協定書 (東伯地区土地改良区連合、鳥取県消防防災航空センター、鳥取中部ふるさと広域連合)	H20. 6. 30
7	災害時における情報交換に関する協定書 (国土交通省)	H23. 7. 11
8	災害時相互応援に関する協定書 (湖南市)	H23. 8. 6
9	災害時における連絡体制及び協力体制に関する取扱い (中国電力(株)倉吉営業所)	H24. 3. 13
10	災害時における応急生活物資供給等の支援に関する協定書 (鳥取県生活協同組合)	H25. 4. 3
11	災害時における要援護者の一時避難のための施設利用に関する協定書 ((医) 誠医会、(社福) 北栄町社会福祉協議会、(株) ベルビュー大栄、(社福) 中部福祉会、(社医) 仁厚会、(社福) みのり福祉会)	H25. 3. 1
12	災害時における被災車両の撤去等に関する協定 (山陰ELVリサイクル協議会)	H25. 3. 26
13	鳥取県町村会と徳島県町村会との危機事象発生時相互応援協定 (徳島県町村会)	H25. 6. 6
14	特設公衆電話の設置・利用及び通信の確保等の協力に関する協定書 (NTT西日本鳥取支店)	H25. 9. 30
15	災害時における物資供給に関する協定書 (NPO法人コメリ災害対策センター)	H25. 10. 16
16	災害時における相互支援協定書 (湖東定住自立圏)	H25. 10. 17
17	災害等発生時相互協力に関する協定 (西日本旅客鉄道(株)米子支社)	H25. 12. 3
18	緊急用LPガスの調達に関する協定書 ((一社) 鳥取県LPガス協会中部支部)	H26. 4. 24
19	災害発生時における農業集落排水施設の復旧支援に関する協定書 (鳥取県土地改良事業団体連合会)	H26. 10. 10
20	地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等の協力に関する協定書 ((一社) 鳥取県産業廃棄物協会)	H26. 10. 27

番号	協定名	協定締結日
21	災害時における災害廃棄物処理等の協力に関する協定書 (鳥取県中部清掃事業協同組合、鳥取県清掃事業協同組合)	H27. 2. 3
22	交流推進及び災害時相互応援に関する協定 (北栄町、邑南町、久米南町、坂町、平生町)	H27. 3. 26
23	災害時における福祉用具等物資の提供に関する協定書 ((有) ウェルアップ、(株) ウィードメディカル)	H27. 4. 23
24	災害時における手話通訳者等の派遣に関する協定書 ((公益) 鳥取県聴覚障害者協会)	H27. 4. 23
25	災害時における介護従事者の派遣に関する協定書 ((株) ニチイ学館)	H27. 4. 23
26	北栄町・日本下水道事業団災害支援協定 (日本下水道事業団)	H28. 2. 22
27	大規模災害時における災害し尿等の収集及び運搬の協力に関する協定書 (鳥取県環境整備事業協同組合)	H29. 9. 14
28	大規模災害時における災害廃棄物の処理等の協力に関する協定書 (鳥取県リサイクル協同組合、全国環境整備事業協同組合連合会)	H29. 9. 14
29	災害救助物資の調達に関する協定書 ((株) ジュンテンドー)	R1.7.19
30	災害時における情報発信及び防災啓発に関する協定書 ((株) エフエム山陰、(株) 山陰放送)	R2.2.6